

函館市芸術ホール・函館市北洋資料館 管理業務処理要領

I 管理業務の範囲

(1) 維持管理に関すること

項 目	頻度	業 務 内 容
清掃業務	別表	<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月14日法律第20号)および建築物環境衛生管理基準の規定に基づく清掃を行う。</p> <p>1 日常清掃 毎日もしくは毎週の普通清掃により、床面の拭き掃除・洗剤清掃等や、トイレ・シャワー・浴槽室・各室の鏡廻り等清掃のほか、客席椅子やカウンターの拭き上げ、また、備品、扉・硝子ドア清掃ならびに塵芥処理等を行い、開館中、常に支障のないように清掃すること。</p> <p>2 定期清掃，特別清掃（高所窓ガラス） 施設の使用状況に応じ，器材点検日および館内整理日に実施すること。作業箇所および実施頻度は下記のとおりとする。</p> <p>○定期清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床洗浄ワックス塗布 <ul style="list-style-type: none"> 地下1階： リハーサル室・練習室 年1回 1階： 事務室・展示室・ホール・受付コーナー 年1回 1階ホール： ホール客席 年2回 2階ホール： ホール客席 年2回 ・カーペット清掃 <ul style="list-style-type: none"> 地下1階： ギャラリー 年1回 1階： 楽屋ロビー・会議室・応接室 年1回 1階ホール： ホワイエ・主催者控室 年1回 2階： ホワイエ 年1回 <p>○特別清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高所窓ガラス 年1回
敷地内の清掃および除草ならびに緑化等管理	随時	1 業務内容 施設周辺敷地内の清掃等維持管理，樹木・芝生・花壇等の植生管理（美観維持，剪定，冬囲い等）
敷地内の除雪	随時	施設利用に支障がないよう，随時，駐車場を含む敷地内の除雪を行う。
塵芥処理	随時	施設から排出される廃棄物を適正に処理する。
ばい煙測定	年2回	<p>大気汚染防止法に基づくボイラーに関するばい煙量等の測定およびその結果を記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定施設 <ul style="list-style-type: none"> ガス吸収式冷温水器2基（伝熱面積19.5㎡） ディーゼル機関1基（非常用予備発電装置） ・ばいじん濃度測定 ・硫黄酸化物の量測定 ・窒素酸化物の量測定
警備	毎日	1 警備対象施設 芸術ホール，北洋資料館，駐車場および管理敷地

2 業務内容

- (1) 施設内外，駐車場，設備，樹木等の保全に必要な巡視
- (2) 物品搬出入時の監視
- (3) 出入館者の案内および不審者の取り締まり
- (4) 火災，盗難および不法行為の予防と早期発見，突発事故の処理連絡

3 警備体制

- (1) 常駐警備
 - ・ 8：30～22：15以降で施設が無人の状態になるまで（暖房の必要な時期は7:00～）
 - ・ 上記時間帯の器材点検日
- (2) 機械警備
施設が施錠している間（22：15以降で施設が無人の状態になってから職員等入館時点まで）に機械警備設備による監視業務を実施する
- (3) その他警備
大規模な公演や催事における搬入，搬出作業車輛等の対応等

4 警備方法

- (1) 常駐警備および巡回警備ならびに機械警備設備と警備センターの監視装置（以下「機械警備」という。）による万全なものとする。
- (2) 警備員による外部巡回実施時間
 - ・ 8：30から22：15までは随時（暖房の必要な時期は7:00～）
 - ・ 22：15から翌朝8：30までの間に2回以上（暖房の必要な時期は～7:00）
- (3) 機械警備設備や自動火災警報モニターの監視および異常警報発報時の対応処置等。
- (4) 駐車場混雑時の車両誘導・整理，ならびに駐車場自動管理システムに異常事態が発生した時や駐車場利用者からインターホンで苦情があった場合の対応処置等。

5 機械警備実施時間

機械警備の実施時間は，施設が無人の状態にあるときとする。警備は施設からの警報装置作動開始の信号を受けたときから始まり，施設からの警報装置作動解除の信号を受けたときに終わるものとする。

6 警備機構

- (1) 警備業務用機械装置の設置
指定管理者は，次の機能を有する機械装置を自己の負担により設置するものとする。また，指定管理期間満了後は，原則として機械装置を撤去するものとする。
 - ア 施設のドア，窓ガラス等の開閉または破損を感知する機能
 - イ 営業終了後，施設内への進入を感知する機能
 - ウ センサーが感知した内容を表示する機能
 - エ 自動火災報知設備との連動機能
 - オ 機械装置およびセンサーの破損，配線の切断等の異常を監視する機能
 - カ 各種設備警報盤と結線し，異常を種類別に監視する機能
 - キ 警備の開始，解除の操作を行う機能
 - ク 基地局に異常等の信号を送信する機能
 - ケ 一般公衆回線の断線を監視する機能
 - コ 一般公衆回線が使用中の場合，強制切断して警報信号を送信する機能
- (2) 警備センター
機械警備実施時間中，警報装置を監視するとともに，常に無線巡回警備車との連絡を保持する。
- (3) 無線巡回警備車

		<p>常に警備センターと連絡を保持し、施設の異常事態に備える。</p> <p>7 緊急時の報告 機械警備設備の故障、事故の発生等緊急時には速やかに現場に向かい、事態の確認と原因等の調査をするとともに、必要に応じ消防署、警察署等の関係機関および施設の管理責任者等へ報告し、事態の拡大防止のため迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。</p>																		
自動ドアの保守点検業務	年3回	<p>自動ドア開閉装置の開閉機能を良好に保全し、さらに自動ドアに一般的に求められている安全性を維持するため、適切な点検、調整、修理等の業務を行うものとする。</p> <p>1 設置機器（寺岡式自動ドア）</p> <table border="0"> <tr> <td>・正面玄関外側</td> <td>DC-4</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・正面玄関中央</td> <td>DC-4</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・正面玄関内側</td> <td>DC-4</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・駐車場側玄関</td> <td>150KLT M</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・事務所側玄関内側</td> <td>DC-20F</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・事務所側玄関外側</td> <td>DC-20F</td> <td>1台</td> </tr> </table> <p>2 点検内容</p> <p>(1) 検出装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取付状態 ・検出範囲（幅、奥行方向の測定） ・補助光電センサーの機能 <p>(2) 駆動装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モーターの回転具合、異音 ・取付状態 ・ベルトの張り及び磨耗の具合 <p>(3) 制御装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開閉速度の測定及び調整 ・開放タイマーの確認及び調整 <p>(4) 扉懸架部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レール及び戸車の汚れ、異音、磨耗 ・扉脱線防止の取付状態、磨耗 <p>(5) 建具部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扉の建付け ・振れ止め材の取付状態、磨耗 ・錠前のかかり具合 <p>(6) 電気部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配線結線状態 ・各操作スイッチの機能及び取付状態 ・絶縁抵抗 <p>(7) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開閉回数 ・総合動作 ・各ステッカー貼付け状態 	・正面玄関外側	DC-4	1台	・正面玄関中央	DC-4	1台	・正面玄関内側	DC-4	1台	・駐車場側玄関	150KLT M	1台	・事務所側玄関内側	DC-20F	1台	・事務所側玄関外側	DC-20F	1台
・正面玄関外側	DC-4	1台																		
・正面玄関中央	DC-4	1台																		
・正面玄関内側	DC-4	1台																		
・駐車場側玄関	150KLT M	1台																		
・事務所側玄関内側	DC-20F	1台																		
・事務所側玄関外側	DC-20F	1台																		
消防用設備保守点検業務	年2回	<p>消防法および関係法令の規定に基づく消防用設備の保守点検を行う。</p> <p>1 対象設備 別表「消防用設備等保守点検対象設備一覧」参照</p> <p>2 業務内容 「総合点検および機器点検」および「機器点検」を、それぞれ年1回行うものとする。 実施にあたっては、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号）によるものとする。</p>																		

<p>自家用電気工作物保守点検業務</p>	<p>月1回 および 年1回</p>	<p>1 対象設備 (1) 設備容量 1700kVA (2) 受電電圧 6.6KV (3) 非常用予備発電装置 容量 300kVA 1基 (4) 絶縁監視装置 あり 保安上の責任分界点および財産分界点 構内受電柱上の区分開閉器電源側接続点</p> <p>2 業務内容 責任分界点以降について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)および受託者が定める保安業務受託規程に基づき、次の業務を行う。 (1) 月次点検 運転中の自家用電気工作物の外観点検を実施する (2) 年次点検 自家用電気工作物の運転を停止して外観点検および各種測定試験等を年1回実施する (3) 臨時点検 異常の発生または発生のおそれのある場合、必要に応じてその原因調査のため必要な点検を実施する (4) 事故発生時の応急措置の指示および事故発生後における精密点検 (5) 官庁検査等の立ち会い (6) 電気事業法に規定する手続業務の指導 (7) 絶縁監視装置設置施設の常時監視 (8) 自家用電気工作物にかかる工事中点検 (工事期間中週1回)</p> <p>3 点検・測定項目 別表「自家用電気工作物保安管理業務点検・測定試験基準」参照</p>
<p>受水槽等清掃業務</p>	<p>年1回</p>	<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月14日法律第20号)および建築物環境衛生管理基準の規定に基づく受水槽の機能整備および衛生管理を行う。</p> <p>1 対象設備(規格) 受水槽 ・構造 FRP ・容量 42m³ ・場所 1階受水槽室</p> <p>2 業務内容 (1) 受水槽の清掃 ・従事者は常に健康状況に留意するとともに、概ね6か月ごとに、病原体がし尿に排泄される感染症の罹患の有無(または病原体の保有の有無)に関して健康診断を受けること。また、健康状態の不良なものは作業に従事しないこと。 ・作業服および使用器具は、受水槽清掃専用かつ消毒処理をしたもので衛生的に作業を行うこと。 ・受水槽内の照明、換気等に留意し事故防止を図ること。 ・壁面等に付着した物質の除去は、受水槽の材質に応じ、適切な方法で行うこと。 ・高置水槽内の消毒について、消毒薬は、有効塩素50～100ppmの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を使用すること。 ・消毒は、受水槽内の天井の下面、壁面および床面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行うこと。 ・上記の方法により2回以上消毒を行い、消毒後は30分以上時間をおくこと。 ・消毒作業が終了した後、洗浄し、洗浄水を排水した後、</p>

	<p>受水槽内への水張りを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受水槽の水張り終了後，給水栓および受水槽における水について法令基準に基づき，水質検査および残留塩素の測定を行うこと。 <p>6月以内ごとに1回</p> <p>(2) 飲料水の水質検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査項目は，建築物衛生法施行規則に基づく水質検査項目(飲料水等の検査)によるものとし，「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号)に定める方法または，これと同等以上の精度を有する方法により行うこと。 飲料水を供給する給水栓で採水すること。 <p>7日以内ごとに1回</p> <p>(3) 給水栓における水の遊離残留塩素の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の0.1以上に保持すること。 <p>随時</p> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業終了後，各機器の正常な作動を確認すること。
空気環境測定業務	<p>2月以内ごとに1回</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月14日法律第20号)および建築物環境衛生管理基準の規定に基づく空気環境の測定を行う。</p> <p>1 測定場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下1階 ギャラリー，リハーサル室，練習室1号，練習室2号，録音調整室 1階 客席，モール，北洋資料館，事務室，喫茶室 2階 客席 <p>2 業務内容(測定項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 浮遊粉じん 一酸化炭素含有率 炭酸ガス含有率 温度 相対湿度および気流
ねずみ・昆虫等防除業務	<p>年2回および年4回</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月14日法律第20号)および建築物環境衛生管理基準の規定に基づくねずみ等の防除を行う。</p> <p>1 防除場所 芸術ホール，北洋資料館</p> <p>(1) 全面防除</p> <p>(2) 部分防除 食堂を取り扱う区域ならびに排水設備，廃棄物の保管設備の周囲等特に発生しやすい箇所</p> <p>(3) その他 雑排水槽，汚水槽，湧水槽</p> <p>2 実施項目</p> <p>(1) こん虫等の発生，生息および被害状況および侵入等調査</p> <p>(2) 調査に基づいた適正かつ有効な薬剤の塗散布および事後調査</p> <p>3 実施時期</p> <p>(1) 全面防除作業 年2回</p> <p>(2) 部分防除 年4回</p>
エレベーター保守点検業務	<p>年1回および年3回</p> <p>建築基準法に基づき，機器の状態・機能を定期的に点検整備することにより安全かつ合理的に運用できるよう，それらを常に最良の状態に維持すること。</p> <p>1 対象機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1号機 三菱電機製油圧方式エレベーター HP(W) 11-CO-45 速度 45 m/min

		<ul style="list-style-type: none"> ・容量 750kg 11名 ・台数 1台 ・停止階および箇所 B1-1階 2箇所 <p>○ 2号機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三菱電機製油圧方式エレベーター HF1000-2S-30 ・速度 30m/min ・容量 1,000kg (荷物用) ・台数 1台 ・停止階および箇所 B1-2階 3箇所 <p>○ (各号機とも)地震時管制運転装置, 停電時自動着床装置, 遠隔監視装置, 車椅子仕様, 視覚障害者仕様(点字・音声案内), 運転休止スイッチ</p> <p>2 点検・検査内容</p> <p>(1) 定期点検 年3回 定期的に技術者を派遣し, エレベータ全般を点検し, 必要に応じ調整, 給油, 清掃等を行い, エレベータを正常かつ良好な運行状態に保つよう適切な処理を行うこと。</p> <p>(2) 精密検査 年1回 建築基準法ほか各種法令に定めるところによる。</p> <p>(3) 定期整備 突発的にトラブルが発生した場合等, 必要に応じて随時行うこと。</p> <p>(4) 遠隔監視装置点検 24時間監視すること。また, 不時の故障により連絡を受けた場合および監視業務において異常を受信した場合は速やかに技術者を派遣し適切な処理を行うこと。</p> <p>(5) 点検結果報告 保守点検を実施したときは, すみやかにその結果を報告すること。また, 点検時に不良箇所が認められた場合は, その旨を報告記載すること。</p>
空気調和用自動制御設備保守点検	年2回	1 暖房冷房等系統種別 別表「空気調和用自動制御設備一覧」参照
舞台管理業務	毎日	1 業務内容 芸術ホールの舞台設備および附属設備機器の操作, 日常保守管理・点検ならびに施設利用者との打ち合わせ, 助言, 指示および監督の付随業務等について円滑な運営を実施する。
舞台設備等保守点検業務	随時	1 業務内容 芸術ホールの舞台設備等の保守点検, 検査または利用者に対する安全性, 利便性確保のための点検修理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・吊物機構設備 年4回 ・舞台照明設備 年3回 ・音響設備 年1回 ・設備時計及び表示装置 年2回 ・床機構設備 年2回 <p>2 対象設備等 別表「床機構・吊物機構 設備一覧」, 「舞台照明設備一覧」, 「音響設備一覧」 「設備時計装置等一覧」参照</p>
空調設備等の運転監視	毎日	1 業務内容 <p>(1) 空気調和機, 冷温水発生器設備等の運転操作</p> <p>(2) 冷暖房機器の運転監視および記録の整理</p> <p>(3) その他空調関係の運転, 点検</p> <p>(4) 冬期間の凍結防止</p> <p>(5) その他運転監視に関する業務</p>
駐車場管理(警備等)	毎日	警備業務に記載した巡回警備, 駐車場内の車両誘導・整理お

		よび各種対応処置等のほか、駐車券、記録紙、領収書の補充交換や、簡易な機器故障時の対応等を行う。																																				
衛生ポンプ設備等保守点検業務	年1回	雑排水槽内、汚水槽内、湧水槽内のスラッジ汚泥等の堆積物のバキューム吸引および機器の状態機能の点検整備																																				
排煙窓保守点検業務	年1回	<p>北洋資料館の排煙窓の操作系統、伝他系統、窓枠まわり関係の点検・調整を実施する。</p> <p>1 装置の種別及び台数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種名</th> <th>台数</th> <th>窓数</th> <th>開口形式</th> <th>窓寸法</th> <th>FL高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オイス製 ギャップレックスオペレーター</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>SL-80 埋込式</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>外倒し</td> <td>450×1,010</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>SL-80 埋込式</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>外倒し</td> <td>435×860</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>SL-80 埋込式</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>外倒し</td> <td>1,400×800</td> <td>5.0m</td> </tr> <tr> <td>SL-80 露出式</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>外倒し</td> <td>1,000×800</td> <td>5.0m</td> </tr> </tbody> </table>	機種名	台数	窓数	開口形式	窓寸法	FL高	オイス製 ギャップレックスオペレーター						SL-80 埋込式	2	10	外倒し	450×1,010	2.5m	SL-80 埋込式	1	2	外倒し	435×860	2.5m	SL-80 埋込式	5	5	外倒し	1,400×800	5.0m	SL-80 露出式	2	2	外倒し	1,000×800	5.0m
機種名	台数	窓数	開口形式	窓寸法	FL高																																	
オイス製 ギャップレックスオペレーター																																						
SL-80 埋込式	2	10	外倒し	450×1,010	2.5m																																	
SL-80 埋込式	1	2	外倒し	435×860	2.5m																																	
SL-80 埋込式	5	5	外倒し	1,400×800	5.0m																																	
SL-80 露出式	2	2	外倒し	1,000×800	5.0m																																	
資料くん蒸業務	年1回	<p>北洋資料館内の資料に加害する虫類・カビからの防除、および資料館・収蔵庫内に生息する害虫の駆除を行う。</p> <p>(1) 展示室、ホールおよび収蔵庫のくん蒸 (2) 博物館資料・図書館資料（約900件）の燻蒸</p> <p>1 実施場所 展示室・ホール並びに収蔵庫 477.20㎡×4.32m≒2,061㎡</p> <p>2 使用薬剤 ・エキヒュームS 酸化エチレン 15wt% HFC134a 85wt% ※各重量から見た割合</p> <p>3 くん蒸方法 ・開口部および電気系統、煙感知器系統等の密閉 ・展示室、ホール及び収蔵庫にエキヒュームSを投棄 ・48時間密閉後、くん蒸対象施設内に残留ガスが検出できなくなるまで換気する</p>																																				
展示ケース内の簡易清掃および展示物の調整	年2回	北洋資料館の展示ケース内の簡易な清掃、展示物のずれおよび解説パネルの調整																																				
「独航船操舵室シミュレーター」の管理	随時	北洋資料館内の北洋航海体験室にある「独航船操舵室シミュレーター」の安全管理および入館者の整理等を行う。																																				
ピアノ等の点検等	年1回	<p>点検、調律、修理等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタインウェイD-274型 1台 ホールピアノ庫 ・ヤマハCF-Ⅲ型 1台 ホールピアノ庫 ・ヤマハC-7型 1台 リハーサル室 ・ヤマハYU5型 1台 練習室1号 ・チェンバロ(東海楽器 フレンチ2段 エムシューモデル) 1台 ホールピアノ庫 																																				
自衛消防訓練の定期的な実施	年2回以上	訓練を行う際には、事前に自衛消防訓練等通知書を函館市東消防署長へ提出すること。																																				
消防計画の作成、変更等	随時	消防計画作成(変更)届出書を函館市東消防署長へ提出すること。																																				
防火対象物定期点検	年1回	消防法の規定に基づき「防火対象物点検資格者」に点検基準に適合しているかどうかを点検させ、その結果を消防長に報告す																																				

		る。
興行場営業許可申請	1回	芸術ホールは、興行場法の規定する「興行場」に該当するため、興行場法に基づき、市立函館保健所へ興行場営業許可を申請すること。
自動体外式除細動器（AED）の管理	随時	自動体外式除細動器（AED）の使用方法を習熟し、日常点検・記録を行い、適切に管理すること。（現在1台設置） ※現在の自動体外式除細動器（AED）は、平成30年8月までの耐用年数であることから、指定管理者は新たに賃貸借契約により設置すること。
環境への配慮	随時	管理業務を行うにあたっては、次のような環境への配慮をすること。 (1) 省エネルギー・省資源に努めること。 (2) ごみの減量・リサイクル・分別に努めること。 (3) 環境に配慮した製品の使用に努めること。
その他	随時	(1) 事務用備品および貸出用備品の点検、補充 (2) 器材点検日や定期清掃日の設定 ※教育委員会が必要と認めるときは、臨時に休館することができます。 (3) 建築物環境衛生管理技術者の選任 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、建築物環境衛生管理技術者を選任し、「建築物環境衛生維持管理基準」に従い、維持管理業務計画の立案、監督、測定または検査結果の評価、各種調査の実施、不良箇所の改修指示および助言を書面で報告する。 (4) 建築物維持管理権原者の選任・報告 初年度および芸術ホールの管理者に変更があった場合は特定建築物維持管理権原者届書を市立函館保健所へ提出すること

(2) 文化芸術を振興する事業の実施に関すること

文化芸術を振興する事業について、指定管理者の提案により実施します。

○芸術ホール

芸術ホールの設置目的を踏まえ施設の機能を活かし、市民に芸術性の高い公演や個性的な事業を提供するとともに、次世代の文化芸術を担う人材を養成する事業をはじめ、市民が文化芸術分野において主体的に参加する事業ならびに市民が主催となって開催する催しへの協力など、様々な形で文化芸術に触れ親しむことのできる事業を実施してください。

○北洋資料館

北洋資料館の設置目的を踏まえ施設の機能を活かし、保存・展示されている北洋漁業に関する資料を活用するなど、様々な形で北洋漁業の歴史に触れ親しむことのできる事業を実施してください。

○なお、実施にあたっては、事業運営を適切に行うため、公演等を企画制作する能力や舞台関係の施設・設備を運用する能力、組織・事業を管理運営する能力、事業を創造する能力など、事業を行うために必要な専門的能力を有する人材の確保に努めてください。また、地域住民や利用者のニーズを把握するとともに、市民、文化芸術団体、文化活動団体、道・市ならびに事業者等と連携・協働を図るなど、十分な工夫をしながら効果的な事業を行ってください。

【参考】主な「文化芸術を振興する事業」

(ア) 鑑賞事業

各芸術分野の優れた鑑賞事業

〔例〕

- ・オペラ、バレエ、ミュージカル、オーケストラならびに日本の伝統芸能の公演など、市民が質の高い文化芸術に触れ親しむことのできる事業
- ・市に関係が深い文化芸術や市から輩出された文化人に対する理解を深めることを目的とした公演や展示会 など

(イ) 参加創造事業

市民が気軽に文化芸術に触れ、主体的・積極的に参加、参画できる機会を提供するとともに文化芸術分野において企画・創造する事業

〔例〕

- ・市民文化祭 など

(ウ) 人材育成学習事業

文化芸術の将来を担う人材を育成するため、比較的安価な料金または無料で文化芸術に親しむことができる事業ならびにアマチュア演奏家の育成等事業

〔例〕

- ・学校を対象とした無料招待による公演事業
- ・親子が気軽に文化芸術に触れる機会を提供する事業
- ・アマチュア演奏家を対象とした養成クリニック など

(エ) 文化芸術活動に対する奨励・協力事業（以下、「奨励・協力事業」という。）

市民の文化芸術活動に対して協力・奨励する事業

〔例〕

- ・芸術奨励賞
- ・市民の文化芸術活動の発表の場を提供する事業 など

(オ) ほかに市の文化芸術の振興に資する事業（以下、「その他文化芸術事業」という。）

※なお、芸術ホールで実施している「函館市民文化祭」は、市として引き続き実施していただきたい事業ですので、函館市文化団体協議会と連携を図るなどしながら、当該事業の趣旨に沿った事業を提案してください。

【函館市民文化祭】

昭和57年度に「函館市文化祭」として歩みだし、平成2年度からは「函館市民文化祭」と名称を変更してこれまで実施。

作品の発表や舞台芸術の創造を通じて、より多くの市民の皆様に文化活動とかかわりを持っていただくとともに、市民の手による、函館の歴史や風土など地域の特色を生かした文化の形成・継承を目指して開催。舞台芸術部門では、邦楽舞踊、ミュージカル、オペラ、バレエなど市民手づくりによる趣向を凝らした演目を上演、また展示部門では市民参加型の展覧会を開催。

※平成28年度の内容（会場：芸術ホールを会場として開催したもの）

<舞台部門>

■華麗・錦秋の夕べ ～飛翔～

○会場：函館市芸術ホール

○日時：11月6日（日）

<展示部門>

■清秋・函館市文団協芸術展

○会場：函館市芸術ホール ギャラリー

○日時：11月3日（木）～11月7日（月）

■ぶندان秋の庵 [茶席・喫茶去]

○会場：函館市芸術ホール リハーサル室

○日時：11月3日（木）～11月7日（月）

【参 考】平成27年度～平成28年度に指定管理者が実施した事業（一部、自主事業含む）（平成28年度は実施予定）は以下のとおりです。

平成27年度実施事業（※「★」は自主事業）

○芸術ホール

事業名	事業内容	人員	期間
a)鑑賞事業	五嶋龍ヴァイオリン・リサイタル2015 函館公演	712	5月
	★セキスイハイム presents 辻井伸行プレミアム・リサイタル	712	7月
	フォレストコンサート 函館公演	772	10月
	リサイタル・シリーズ（3回）	1,578	10月～12月
	★2016 スプリング・コンサート（3事業）	975	10月～2月
b)参加創造事業	函館市民文化祭（3事業）	2,994	10月～11月
c)人材育成学習事業	ステージラボ2015 バックステージツアー（3回）	106	6月～1月
	ステージラボ2015 ワークショップ（5事業）	279	6月～2月
	★ステージラボ2015 出張演劇ワークショップ	38	10月
d)奨励・協力事業	★ハコダテライブステージ2015「五稜郭街舞台」（2回）	192	5月・9月
	★平成27年度 函館新人演奏会～音楽の新しい風～	275	7月
	HAKODATE WINTER JAZZ FESTIVAL 2015	303	12月
	メモリアル・コンサート・フォー・ユー vol.18	164	1月
	市民美術展 第16回「はこだて・冬・アート展」（2事業）	1,024	2月～3月
	ステージラボ2015 コンプレックス・シアター Vol.4	436	3月
e)その他文化芸術事業	第2回「自閉症啓発デー・アート展」	436	4月
	イカール国際ミュージックキャンプ2015 in H a k o d a t e（2回）	310	8月
	第25回函館市青少年芸術教育奨励事業（3事業）	722	8月～10月
	障害者週間 東欧音楽家支援 日本・ブルガリア 文化交流演奏会	400	9月
	高文連道南支部演劇発表大会	205	10月
	平成27年度 第39回道民芸術祭渡島管内祭（2事業）	762	11月
	高文連道南支部演劇専門部6部合同演劇発表会	60	12月
	’16 ぶんだん・ジョイント（3事業）	1,827	2月

○北洋資料館

事業名	事業内容	人員	期間
a)鑑賞事業	★特別写真展「函館昭和回想録」 ・・・北洋漁業を支えた昭和の函館を見る	3,267	10月～11月
b)人材育成学習事業	夏休み親子体験教室 「貝殻恐竜を作ろう」（2回）	84	7月
c)奨励・協力事業	第21回函館の「海と港」児童絵画展	376	7月

平成28年度実施事業（※「★」は自主事業）

○芸術ホール

事業名	事業内容	人員	期間
a)鑑賞事業	北海道新幹線開業記念 三菱UFJニコス presents 五嶋みどりヴァイオリン・リサイタル	600	6月
	クラシックリサイタル	700	8月
	★2017スプリング・コンサート ふらっとコンサート	—	9月～3月
	リサイタル・シリーズ 成田達輝・萩原麻未デュオ・リサイタル	460	10月
	リサイタル・シリーズ 幸田浩子ソプラノ・リサイタル	460	11月
	リサイタル・シリーズ 牛田智大ピアノ・リサイタル	460	未定
	★2017スプリング・コンサート ジョイントコンサート	210	2月
b)参加創造事業	函館市民文化祭 展示部門	—	10月～11月
	函館市民文化祭 舞台芸術部門	400	11月
c)人材育成学習事業	演劇ワークショップ	40	8月
	バックステージツアー（2回）	200	未定
d)奨励・協力事業	★ハコダテライヴステージ2016「五稜郭街舞台」	200	7月
	★平成28年度函館新人演奏会～音楽の新しい風～	200	7月
	はこだて・冬・アート展 特別展	—	8月
	HAKODATE WINTER JAZZ FESTIVAL 2016	500	12月
	メモリアル・コンサート・フォー・ユー Vol.19	200	1月
	市民美術展第17回「はこだて・冬・アート展」	—	2月～3月
★コンプレックス・シアター final	600	3月	
e)その他文化芸術事業	イカール国際ミュージックキャンプ2016 in H a k o d a t e	1,200	8月
	第26回函館市青少年芸術教育奨励事業	—	8月～10月
	東欧音楽家支援・国際親善交流特別演奏会	400	9月
	'17ぶندان・ジョイント	—	1月～2月

○北洋資料館

事業名	事業内容	人員	期間
b)人材育成学習事業	夏休み親子体験教室「貝殻恐竜を作ろう」（2回）	40	7月
c)奨励・協力事業	第22回函館の「海と港」児童絵画展	500	7月

項 目	頻度	業 務 内 容
特別設備等の許可	随時	○芸術ホール 利用者が特別設備をし、または既存の設備を変更しようとするときは、利用者から特別設備等許可申請書の提出を受け、許可する。
使用の取りやめの届出の受理	随時	○芸術ホール 利用者が芸術ホールの使用を取りやめるときは、使用取りやめ届を受理する。
破損等の届出の受理、指示	随時	○芸術ホール 利用者が建物および附属設備等を破損し、汚損し、または滅失したときは、利用者から破損（汚損・滅失）届を提出させ、適切な指示を行う。
使用（入館）の制限等	随時	○芸術ホール 利用者が条例に違反したときなど、使用の許可を取消し、または使用を停止し、もしくは使用条件を変更するほか、芸術ホールへの入場拒否や退館を求めることができる。 ○北洋資料館 入館しようとする者または入館した者が、他人に迷惑を及ぼすおそれがある、建物および展示物等を損傷させるおそれがあると認められる場合は、入館拒否または退館処分を求めることができる。
臨時休館・臨時開館	随時	臨時休館または休館日において臨時に開館するとき、教育委員会の承認を得ること。
拾得物の保管、処理	随時	
その他運営業務	随時	1 屋内および屋外を順次巡回し、使用者の安全を確保する。 2 災害発生時には、被害の拡大防止に努めるとともに、状況を確認し、関係機関に報告する。 3 事故発生時には、事故の拡大防止に努めるとともに、状況を確認し、関係機関に報告する。 4 イベント開催時など混雑が予想される場合は、人員配置および使用者の誘導、路上駐車防止等の適切な処理を行う。 5 使用者が館内の秩序をみだすなどの場合、利用の制限もしくは退館を求める。 6 催し物の情報収集。 7 その他運営全般に関する業務を行う。

（４）利用料金に関すること

項 目	頻度	業 務 内 容
利用料金の請求および領収書交付	毎日	・利用料金を徴収し、必要に応じて領収書を発行する。
減免申請	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金は、市が定めるもののほか、特に必要があると認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減額または免除することができる。なお、利用料金の減免については、市はこれを補填しない。 ・指定管理者の提案事業および自主事業は利用料金を免除することができる。 ・芸術ホールでは、障害者基本法に定められた心身障害者で構成する団体が行う事業は、基本使用料を免除するものとします。すので、あらかじめ市長の承認を受けてください。

		また、芸術ホールでは、市民が行う優れた舞台芸術活動を広く奨励し地域の芸術文化の向上を目的として、函館市文化・スポーツ振興財団が実施している「市民舞台芸術奨励事業」で認定された事業に対し、公演当日の施設の使用料を免除するものとしますので、同じく市長の承認を受けてください。
報告	毎月	・利用料金の収納状況をまとめ市に報告する。(日計表、月経表など)
その他		・指定期間終了後の使用に係る利用料金を事前に収納する場合は、その利用料金に相当する金額を次の指定管理者へ引き継ぐ。

(5) 公金収納業務に関すること

項 目	頻度	業 務 内 容
公金収納業務に関する こと	毎日	<p>芸術ホール駐車場の使用料の徴収・収納に係る業務については、別途、委託契約を締結します。</p> <p>なお、主な業務は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動料金精算機より現金を回収し、自動記録紙の確認をする。 ・速やかに保管金払込書を作成し、現金等を函館市指定金融機関または収納代理金融機関に振り込む。 ・報告書(日報)を作成し、速やかに市に提出する。 ・毎月の実績報告書(月報)を翌月の5日までに市に提出する。 ・駐車券の紛失等、その他、収納事務に関し必要な対応を行う。 ・精算機不調等により精算機を使用せず出庫した利用者からの現金による徴収・収納 <p>※自動料金精算機は、市が設置したものを使用させていただきます。保守点検等は市が行いますが、駐車券の印刷や、ゲートポール等の備品・消耗品、軽易な修繕等、維持管理に関する経費は指定管理者の負担となります。</p>

(6) その他教育委員会が定める業務

項 目	頻度	業 務 内 容
生涯学習情報の提供	随時	市内で実施される生涯学習情報の提供や、学習相談に対応し、市民の学習活動を支援する。
各種書類の整理保管	毎日	
災害および事故発生時の緊急時の対応	随時	
利用者等の要望等への対応	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等の意見や要望を把握するため、利用者アンケート等を実施し、アンケート結果報告書を提出する。 ・運営上の改善を図るため、利用者懇談会を各年度に1回以上開催する。 ・利用者からの苦情処理対応
催し物ポスター等の掲示および回収	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・催し物のポスター等の掲示および回収を行う。 <p>ただし、その内容が当該施設の運営方針にふさわしいと認められるものに限る。</p>
施設のPR	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの作成および更新(施設案内、事業案内など) ・施設の魅力をアピールし、施設利用の増加等を図る。 <p>(例) 施設パンフレット作成配付</p>

		広報誌の発行 など
管理施設内で営業している喫茶室および文化団体協議会との連携・協力	随時	管理施設内で営業している喫茶室「軽食喫茶ピュア」および文化団体協議会と、必要に応じて連携するとともに、円滑に運営できるよう協力すること。
管理敷地内にある美術館との連携・協力	随時	管理敷地内にある北海道立函館美術館と、連携を図り、円滑な美術館運営に協力すること。
市への報告等庶務業務	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・利用場所や利用時間帯などの区分ごとの利用件数，利用人数等を集約し，日計表，月計表を作成するとともに，それらを毎月市に報告する。 ・喫茶室「軽食喫茶ピュア」が使用した電気使用量，水道下水道使用量をメーターで確認し，毎月市に報告する。 ・業務に必要な諸規則，非常時の体制の作成・提出 ・次年度の事業計画書および収支予算書の作成・提出 ・各年度の事業報告書および収支決算書の作成・提出 ・月次報告書等の作成・提出 ・使用料，入館料の免除の申請 ・開館時間の変更等の申請（機材点検の実施等による） ・自主事業計画書の作成・提出 ・職員名簿の作成・提出 ・一部業務の第三者委託に関する書類の作成・提出 ・受付業務取扱要領の作成・提出 ・市との連絡調整

（７）自主事業

指定管理者は，芸術ホールおよび北洋資料館の設置目的に沿って自己の責任と費用により，独自に企画・計画した自主事業を提案することができ，提案された自主事業は，市の承認を得た場合，実施することができます。

（８）協定の締結

管理に係る細目的事項や市が支払うべき管理費用の額等を定めるため，市と指定管理者は，次の事項について協定を締結します。

- ① 管理業務の内容に関する事項
- ② 利用料金に関する事項
- ③ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ④ 事業報告に関する事項
- ⑤ 定期報告に関する事項
- ⑥ 関係法令等の遵守に関する事項
- ⑦ 管理上発生する責任分担に関する事項
- ⑧ 事故発生時の報告等に関する事項
- ⑨ 管理業務の委託の禁止等に関する事項
- ⑩ 指定の取消し等に関する事項
- ⑪ 損害賠償に関する事項
- ⑫ 利用者のニーズ把握に関する事項
- ⑬ 管理業務等の評価および公表
- ⑭ 実地調査，指示に関する事項
- ⑮ その他市長が必要と認める事項

(9) 業務実施に付随して指定管理者が行う事項

指定管理者は、指定管理業務の実施に付随して次の事項を行うこととします。

- ① 管理に関する協定を締結した者は、業務を円滑に行えるよう指定期間の開始日前に準備を行い、それまでの指定管理者から必要な引き継ぎを受けてください。
準備や引き継ぎに要した費用等は、指定管理者の負担となります。
- ② 指定期間の終了または指定取り消し等により、指定管理者の指定が終了となる場合は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、業務の引き継ぎを行うとともに、必要な資料等を遅滞なく提供しなければなりません。
また、市が認める場合を除き、指定が終了となる者の費用負担で、原状回復措置を行わなければなりません。

(10) 協議

この処理要領に定める事項について疑義が生じた場合は、市および指定管理者の双方で協議を行い決定するものとします。

Ⅱ 組織体制および従業員等の配置

指定管理者は、管理業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うため、適正な組織体制および従業員等の配置を行ってください。

1 管理責任者の職務

従業員等の中から芸術ホール、北洋資料館にそれぞれ管理責任者（館長）を選任してください。なお、管理責任者は常勤の職員とし、次の事項を所掌するものとします。

- (1) 効率的、効果的な管理運営を安定して行うこと。
- (2) 市と指定管理者間の連絡調整に関すること。
- (3) 現場における従業員等の指揮監督に関すること。
- (4) 適切な管理運営に資するため、従業員等の知識・接遇マナーの向上に努めること。
- (5) 事故・労働災害の防止に努めること。
- (6) 各種届出・報告書の提出
- (7) その他市の指示に対する処置および報告等

2 従業員等の配置（管理責任者を含む。）

- (1) 芸術ホール、北洋資料館の開館中は、従業員を2名以上配置し、1名以上は常勤の職員としてください。従業員等の勤務体制は施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとしてください。
- (2) 特定建築物維持管理権原者を選任してください。なお、初年度および変更があった場合は、届書を市立函館保健所へ提出しなければなりません。
- (3) 従業員等に防火管理者の資格（取得見込み可）を有する者を配置してください。防火管理者を選任した時は、防火管理者選任（解任）届出書を防火管理者証明書の写しを添付して函館市東消防署長へ提出しなければなりません。
※防火管理者はその資格の取得日によって、法令等で義務付けられた期間ごとに、防火管理再講習を受講しなければなりません。
- (4) 従業員等は救急法・蘇生法（AEDの操作を含む。）を実践できるようにしてください。
- (5) 施設の管理にあたり法令等により資格を必要とする業務の場合は、有資格者等適正な従業員等を配置してください。
- (6) 従業員等の資質を高めるため、研修を実施するとともに、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めてください。

3 その他

- (1) 建築物環境衛生管理技術者を選任してください。（「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく）なお、初年度および変更があった場合は、届書を市立函館保健所へ提出しなければなりません。
- (2) 施設管理に必要となる舞台技術員を配置してください。
- (3) 管理運営上において疑義が生じたときは、市と協議することとします。

Ⅲ 備品等一覧

備品関係

○函館市芸術ホール

保管場所	品名	型番・形状	数量	備考
1階女子トイレ前 PS	ワゴン	LION CL-043A	1	
EV機械室	ディスクグライnder	マキタ 9520L	1	
応接室	スチール保管庫	BWU-HD269SF1	1	
応接室	スチール保管庫	BWU-HGD269SF1	1	
応接室	スチール保管庫	BWU-HGU249SF1, ベースBWUB-S9SF4	2	
オープンギャラー 出入口	フロアマット	1,200×1,800mm	1	
音響調整室	CD/iPod再生機	TASCAM CD-200i	1	
音響調整室	CDプレーヤー	CD401MK II	2	
音響調整室	CDレコーダー	TASCAM CD-RW900	1	
音響調整室	HDレコーダー	TASCAM DV-RA1000HD	1	
音響調整室	液晶テレビ	東芝 19A8000K	1	
音響調整室	オーディオインターフェイス	TASCAM US-1800	1	
音響調整室	オープンテープレコーダー	OTARI MX-55N	2	
音響調整室	業務用MDデッキ	SONY MDS-E3	2	
音響調整室	ソリッドステートレコーダー	TASCAM SS-R200	2	
音響調整室	DATレコーダー	SONY DTC-A8	2	
音響調整室	パナレーシシステムコントロー ラー	BOSE PSCDV	1	
音響調整室	ヘッドホン	SONY MDR-CD900ST	2	
音響調整室	ヘッドホン	SONY MDR-Z700DJ	1	
音響調整室	ラックケース	ARMOR A4ラック	1	
音響調整室	ワイヤレスマイク受信機用 アンテナ分配器	SHURE UA844SW-J	1	
会議室	折りたたみイス	アイチ M10-P	30	
会議室	折りたたみイス用台車	アイチ フラットスタッキング	1	
会議室	折りたたみテーブル	LION デリカテーブル BM-1	10	
会議室	楽屋出演者用ロッカー	イトーキ HDT-6334SLWE	1	
会議室	コートハンガー	CH-8NN	2	
会議室	テレビ	サンヨー C-14D10-H	1	
会議室	テレビハンガー	共栄 TVW-14	1	
会議室	丸形イス	コクヨ CR FG7	9	
楽屋1号	14型カラーテレビ	サンヨー C-14D8	1	
楽屋1号	14型用テレビハンガー	オーロラ TVW-14	1	
楽屋1号	上敷	878×L16, 200	4	
楽屋1号	上敷	878×L7, 200	10	
楽屋1号	応接テーブル	コクヨ NT-S122T34	1	
楽屋1号	楽屋出演者用ロッカー	イトーキ HDT-6334SLWE	1	

保管場所	品名	型番・形状	数量	備考
楽屋1号	空気清浄機	リコー AD-061K	2	
楽屋1号	空気清浄機	リコー AS135S	1	
楽屋1号	コートハンガー	コクヨ CH-23	2	
楽屋1号	姿見	W400×H1, 500mm	2	
楽屋1号	ソファー	コクヨ CE-53K T34 K1B4	2	
楽屋1号	ソファーベッド	コクヨ CE-823KM	1	
楽屋1号	丸形イス	チトセ	15	
楽屋1号	冷蔵庫	シャープ SJ-13A	1	
楽屋1号	冷風乾燥除湿機	コロナ CDM1015	5	
楽屋2号	14型カラーテレビ	パナソニック	1	
楽屋2号	14型用テレビハンガー	オーロラ TVW-14	1	
楽屋2号	応接テーブル	コクヨ NT-S122T34	1	
楽屋2号	ソファー	コクヨ CE-53K T34 K1B4	1	
楽屋2号	冷蔵庫	シャープ SJ-9R	1	
楽屋3号	14型カラーテレビ	サンヨー C-14D8	1	
楽屋3号	14型用テレビハンガー	オーロラ TVW-14	1	
楽屋3号	応接テーブル	コクヨ NT-S122T34	1	
楽屋3号	長椅子	ウチダ 1-387-2212	1	
楽屋3号	冷蔵庫	シャープ SJ-9R	1	
楽屋給湯室	冷蔵庫	シャープ SJ-13A	1	
楽屋ロビー	DVDレコーダー	SONY RDR-VH85	1	
楽屋ロビー	折りたたみイス	アイチ MILO-P	30	
楽屋ロビー	折りたたみイス用台車	アイチ フラットスタッキング	1	
楽屋ロビー	折りたたみテーブル	LION デリカテーブル BM-1	5	
楽屋ロビー	ゴミ箱	コクヨ イレ-R45	2	
楽屋ロビー	サイドテーブル	50-310-B	1	
楽屋ロビー	出演者用ロッカー	SA-80P	1	
楽屋ロビー	スクリーンパネル	Z5T5(FSK304CGC)	1	
楽屋ロビー	チェア	アームチェア 54-101-BX	8	
楽屋ロビー	舞台用チェアポーター	ウチダ 1-386-9001	2	
楽屋ロビー	フラップテーブル	LION F-1N 487-96	5	
楽屋ロビー	フロアマット	1, 200×1, 700mm	1	
カフェテラス	ガーデンテーブルセット	杉製 150型	2	
側舞台	演台		1	
側舞台	金屏風	H2, 400×750mm 6曲	2	
側舞台	銀屏風	H2, 400×750mm 6曲	1	
側舞台	化粧框	L=1700	1	
側舞台	化粧框	L=2727	3	
側舞台	化粧框	L=3500	1	
側舞台	化粧框	L=3636	2	
側舞台	講演台	ウチダ 80型	1	
側舞台	作業台	リョービ WB-100	1	
側舞台	司会者台		1	
側舞台	指揮者用譜面台	ZC-10	1	
側舞台	鳥ノ子屏風	大喜商事(株) BP-86 吉寿	1	

保管場所	品名	型番・形状	数量	備考
側舞台	指揮台	ウエンガー(ベースD-211B, 上部台D-212B)	1	
側舞台	長座布団		15	
側舞台	長胴太鼓(四つ足台付)	カワイ宮太鼓 檜(中) 1.9尺(やくら台付) 皮目つき	1	
側舞台	花道用所作台		2	
側舞台	ヒナ段用ケコミ	848×1,818mm 他	73	
側舞台	緋毛氈	1,730×3,600mm 2mm厚	10	
側舞台	屏風用保管箱		2	
側舞台	開き足(高足)	W1,818 (6個) W1,212 (10個) W909 (10個)	26	
側舞台	開き足(中足)	W1,818 (6個) W1,212 (10個) W909 (10個)	26	
側舞台	平台	1,818×1,818×121mm (6個) 1,212×1,818×121mm (25個) 909×1,818×242mm (10個) 909×1,818×121mm (40個) 606×1,818×121mm (25個) 909×909×121mm (10個) 909×1,818×121mm (10個)	126	
側舞台	平台運搬車	1,212×1,818	2	
側舞台	平台運搬車	909×1,818	4	
側舞台	譜面台用運搬車	マンハセット M1910	3	
側舞台	めくり台		1	
側舞台	立奏用譜面台	Chukan MS-90	4	
機械室(地下2階)	アタッシュケース	LION BA-880	1	
機械室(地下2階)	ビジネスバッグ	LION BA-251	2	
機械室(地下2階)	ビジネスバッグ	LION BT-551	2	
機械室 (北洋 出入口)	フロアマット	900×1,500mm	1	
機械室 (リハーサル室横)	移動用ミキサー	RAMSA WR-X02	1	
機械室 (リハーサル室横)	移動用ミキサー	YAMAHA 03D	1	
機械室 (リハーサル室横)	上敷	878×L9,000mm	10	
機械室 (リハーサル室横)	ギターアンプ	YAMAHA AR-2500 25Wモデル	1	
機械室 (リハーサル室横)	ギターアンプ	YAMAHA SR100-212 100Wモデル	1	
機械室 (リハーサル室横)	コンソールケース	ARMOR MG166CXCSL	1	

保管場所	品名	型番・形状	数量	備考
機械室 (リハーサル室横)	指揮者台	テルビア CS-5	1	
機械室 (リハーサル室横)	除湿器	サンヨー SDH-A100	2	
機械室 (リハーサル室横)	ステージスピーカー	EAW LA325	2	
機械室 (リハーサル室横)	ステージスピーカー	EAW LA118	2	
機械室 (リハーサル室横)	ステージスピーカー	EAW SM-155e	2	
機械室 (リハーサル室横)	ステージスピーカー	EAW FR 122H	4	
機械室 (リハーサル室横)	スピーカースタンド	ULTIMATE TS-90B	2	
機械室 (リハーサル室横)	ディスタンスロッド	K&M 21338	2	
機械室 (リハーサル室横)	灰皿(スタンド箱型)	コクヨ SS-255	2	
機械室 (リハーサル室横)	パワーアンプ	RAMSA WP-9300	2	
機械室 (リハーサル室横)	パワードスピーカー	YAMAHA DSR112	2	
機械室 (リハーサル室横)	パワードスピーカー	YAMAHA DXR10	2	
機械室 (リハーサル室横)	譜面台用運搬車	マンハセット M1910	2	
機械室 (リハーサル室横)	ベースアンプ	YAMAHA AR-2500B 25Wモデル	1	
機械室 (リハーサル室横)	ベースアンプ	YAMAHA SR80B-115 80Wモデル	1	
機械室 (リハーサル室横)	ミキシングコンソール	YAMAHA MG116C-USB	1	
機械室 (リハーサル室横)	ワイヤレス受信機	RAMSA WX-R821	1	
技術員控室	オープンデッキ編集キット	TEAC	1	
技術員控室	折りたたみイス	アイチ MILO-P	7	
技術員控室	折りたたみテーブル	LION デリカテーブル BM-1	1	
技術員控室	グースネック	AKG VR92	1	
技術員控室	グースネックマイク一式	モジュール(AKG GN155M) プリアンプ(AKG PAEM) カートリッジ(AKG CK41)	5	
技術員控室	スライド映写機	ウチダ CF100	1	
技術員控室	全自動防湿保管機	ED-83S	1	
技術員控室	倉庫用棚	コクヨ SE-A6356	2	
技術員控室	ノートパソコン	Apple MacBook	1	

保管場所	品名	型番・形状	数量	備考
技術員控室	倉庫用棚	コクヨ SE-A6356	2	
技術員控室	ノートパソコン	Apple MacBook	1	
技術員控室	灰皿(スタンド箱型)	コクヨ SS-255	1	
技術員控室	パワーマック IOデータ	ED0646S64HT	2	
技術員控室	マイク	AMCRON PCC-160	6	
技術員控室	ミーティングテーブル	コクヨ MT-35D	1	
喫茶コーナー	喫茶室作業台	マルゼン 1,200×500×800	1	
喫茶コーナー	喫茶室作業台	マルゼン 1,500×500×800	1	
喫茶コーナー	喫茶室調理台	TC-96	1	
喫茶コーナー	喫茶用イス	ホウトク ドミノ CEA31	16	
喫茶コーナー	喫茶用イス	ホウトク ドミノカウンタータイプ CEA2	6	
喫茶コーナー	喫茶用テーブル	ホウトク チェリーテーブル	4	
喫茶コーナー	人工植物	コクヨ PX-G6123	1	
喫茶コーナー	プラントボックス	コクヨ PX-80	1	
喫茶コーナー	フロアマット	750×900mm	1	
喫茶コーナー前	パンフレットスタンド	コクヨ ZR-PSS30	2	
ギャラリー	アルミ脚立	MBX-300	3	
ギャラリー	アルミスライド式台場	PICADWH-2809-15	1	
ギャラリー	インフォメーションカウンター	コクヨ CO-W15FN	1	
ギャラリー	折りたたみテーブル	LION デリカテーブル BM-1	45	
ギャラリー	脚立	アルインコ MS-150F	2	
ギャラリー	業務用クリーナー	コクヨ J-JV-5N	1	
ギャラリー	コートハンガー	CH-8NN	1	
ギャラリー	充電式インパクトドライバー	マキタ 12V6919DRFSR	2	
ギャラリー	スタッキングチェアー	アイチ タスティ TSY-S(V)	130	
ギャラリー	スタッキングチェアー用台車	アイチ アイスタックグループ台車	4	
ギャラリー	スタッキングチェアー用台車	ウチダ 台車	1	
ギャラリー	スチール製展示台	450×450×1,000mm	3	
ギャラリー	スチール製展示台	450×600×900mm	3	
ギャラリー	スチール製展示台	900×900×300mm	3	
ギャラリー	スチール製展示台焼付	450×600×900mm	1	
ギャラリー	スポットライト	ヤマギワ T5103W	19	
ギャラリー	スポットライト	ヤマギワ T5103W ギャラリー用	11	
ギャラリー	スポットライト	ヤマギワ T5212W	20	
ギャラリー	スポットライト	ヤマギワ T5213W	28	
ギャラリー	スポットライト	ヤマギワ T5228W	10	
ギャラリー	スポットライト	ヤマギワ T5229W	5	
ギャラリー	台車	LION FT-30HS	1	
ギャラリー	大容量スポットライト	松下 TNQ30725 500W	8	
ギャラリー	大容量スポットライト	松下 TNQ30726 500W	8	
ギャラリー	卓上ノコ	リョービ TFE-550A	1	
ギャラリー	ディスクグラインダー	マキタ 9520L	1	
ギャラリー	展示用パネル		57	
ギャラリー	道具ワゴンおよび作業台	600×900×1,000mm	1	

保管場所	品名	型番・形状	数量	備考
ギャラリー	展示台	900×400×400mm(1台) 300×450×450mm(2台) 330×900×900mm(2台) 860×400×300mm(2台) 860×860×300mm(3台)	10	
ギャラリー	塗装仕上アルミパネル付	900×900×300mm	2	
ギャラリー	二調整式アルミ製伸縮はしご	ナカオピッチ FU83	1	
ギャラリー	舞台用チェアポーター	ウチダ 1-386-9001	1	
ギャラリー	ホワイトボード	コクヨ BB-R536W1W1BR	2	
ギャラリー	四脚調整式脚立兼用はしご	ナカオピッチ CX180	1	
ギャラリー	冷蔵庫	東芝 YR-12T	1	
ギャラリー	ローリングタワー	作業高 3,316mm	1	
ギャラリー	ワイヤー掛けワゴン	450×1,200×1,500mm	1	
ギャラリー前	クズ入れ	コクヨ イレ-R40	1	
ギャラリー前	ゴミ箱	コクヨ イレ-R45	4	
ギャラリー前	催事サインスタンド		1	
ギャラリー前	人工植物	コクヨ PXG620-169	1	
ギャラリー前	人工植物	コクヨ PX-GSK181T	1	
ギャラリー前	チェア(A裂地)	54-103-BA	6	
ギャラリー前	プラントボックス	コクヨ PX-80	2	
ギャラリー前 PS内	空気清浄機	リコー エアメイト AS131S	1	
旧事務室	スチール書庫	イトーキ両開き 3×6 引出しなし	1	
旧事務室	洗濯機	ナショナル NA-F42S6	1	
旧事務室	ファイリングキャビネット	LION B4-2段 H700mm	1	
旧事務室 (女子更衣室)	アームレスチェア	コクヨ CE-200K	4	
旧事務室 (女子更衣室)	カップウォーマー	タイジ DA-602	1	
旧事務室 (女子更衣室)	更衣ロッカー	プラス LK-42	1	
旧事務室 (女子更衣室)	更衣ロッカー	プラス LK-42	2	
旧事務室 (女子更衣室)	テーブル	コクヨ NT-310P13N	1	
旧事務室 (女子更衣室)	パネルスクリーン	コクヨ SNDX573	1	
旧事務室 (女子更衣室)	冷凍ストッカー	サンヨー SCR-42G	1	
旧事務室 (女子更衣室)	更衣ロッカー	コクヨ スチールロッカー LK-4F	1	
空調機械室	折りたたみイス	アイチ M10-P	7	
空調機械室	折りたたみテーブル	LION デリカテーブル BM-1	1	
空調機械室	拡大機	フジフィルム PP-4000WIDE	1	
空調機械室	拡大機用スタンド	フジフィルム PP-4000WIDE	1	

保管場所	品名	型番・形状	数量	備考
空調機械室	拡大機用プリントヘッド		1	
空調機械室	空気清浄機	リコーエアメイト AS131S	1	
空調機械室	ミーティング椅子	ウチダ 1-386-5291	4	
玄関(北側)	鍵付き傘立て(30本用)	コクヨ US-K30JN	2	
玄関(北側)	傘立て	コクヨ US-G181	2	
玄関(北側)	傘袋スタンド	コクヨ US-700	2	
玄関(北側)	クズ入れ	コクヨ イレ 700	2	
玄関(北側)	フロアマット	2,400×800mm	2	
玄関(北側)	自転車用スタンド	ヨドコウ サイクルスペース6台用	2	
玄関(東側)	鍵付き傘立て(30本用)	コクヨ US-K30JN	1	
玄関(南側)	鍵付き傘立て(30本用)	コクヨ US-K30JN	1	
玄関(南側)	傘袋スタンド	コクヨ US-700	1	
玄関(南側)	クズ入れ	コクヨ イレ 700	1	
玄関(南側)	催事サインスタンド		1	
玄関(南側)	人工植物	コクヨ PX-GHK181T	1	
玄関(南側)	プラントボックス	コクヨ PX-80	1	
玄関(南側)	フロアマット	1,800×2,400mm	1	
玄関(南側)	フロアマット	1,800×2,400mm	2	
五稜郭支援学校角	駐車場案内板	900×1,200mm	1	
事務室	CDラジカセ	アイワ CSD-SR520	1	
事務室	ICレコーダー	オリンパス LS10	1	
事務室	VHS/DVD複合機	東芝 DW250K	1	
事務室	椅子	コクヨ HCH-510KB2	7	
事務室	インクジェットプリンタ	EPSON PM-G4500	1	
事務室	液晶テレビ式	パナソニック THL19C21K, ハヤミ壁掛けアームEHW313	3	
事務室	オフィスユニットレターケース	LION 464-89LX-A4-7	1	
事務室	折りたたみイス	アイチ MILO-P	8	
事務室	折りたたみテーブル	LION デリカテーブル BM-1	2	
事務室	音楽家人名辞典		1	
事務室	楽譜	Eint Kjeine Nachlmuisk	1	
事務室	楽譜	シンフォニー N029他	1	
事務室	加湿器	ダイニチ HD3013(A)	2	
事務室	ガラス引き違い書庫	ウチダ 07型	1	
事務室	紙幣カウンター	クラウン NC-1000 41385	1	
事務室	事務机	コクヨ SD-BDN127	14	
事務室	事務机	コクヨ SD-BDN167D	1	
事務室	事務用回転イス	コクヨ CELLO CR-G270 F4・HS6B	6	
事務室	事務用回転イス	コクヨ CR-G270 F4HSN6B-W	12	
事務室	シュレッダー	アイリスオーヤマ オフィスシュレッダー OF318	1	
事務室	書庫	07型1-300-3004	1	
事務室	書庫用レターケース	NAS4S-30	1	
事務室	スキャナー	EPSON GT-X750	1	
事務室	ストップウォッチ	セイコー SVAE009	1	

保管場所	品名	型番・形状	数量	備考
事務室	耐火金庫	チトセ CK-850PN	1	
事務室	タイトルプレーン2	コクヨ NS-TB2	1	
事務室	担架	ナビス MT-4	1	
事務室	チェアー	アームチェアー 54-102-BX	4	
事務室	駐車券認証機	三菱プレジション VD750	2	
事務室	超小型小電力無線機一式	アイコム IC-4077S	3	
事務室	手提げ金庫	CB11	1	
事務室	デジタルカメラ	キャノン 一眼レフカメラ EOS Kiss X80 LKIT	1	
事務室	デジタルカメラ	フジフィルム FINEPIX JZ700	1	
事務室	デジタルビデオカメラ	SONY HDRCX500VS	1	
事務室	テブラPRO	キングジム SR670	1	
事務室	電子レンジ	東芝 EREC2WT	1	
事務室	ノートパソコン	MacBook	1	
事務室	ノートパソコン	NEC PC-VY22AF276	8	
事務室	パーソナルMDシステム	パナソニック RX-MDX81	1	
事務室	パソコンチェア	CRG283 AKDW	4	
事務室	パソコンチェア	CRG283AKDW	1	
事務室	パソコンラック	LION PCS2783	1	
事務室	パソコンラック	ネオックス SX-70+TP75	2	
事務室	パネルスクリーン	コクヨ SNDX573	1	
事務室	ハンドメガホン	LION TM-101L	1	
事務室	ビジネスキッチン	コクヨ BK40F1	1	
事務室	表彰盆	AS(17)	3	
事務室	平デスク	内田洋行 JN S-087 MG/PG	1	
事務室	ピンレスボード	LION PE34N	1	
事務室	フラッシュ	ニコン スピードライトSB-22	1	
事務室	フラップテーブル	LION F-1N 487-96	2	
事務室	保管庫	コクヨ BWA-HL3S1KF1N	1	
事務室	保管庫	コクヨ BWA-HL651KF1N	1	
事務室	保管庫	コクヨ BWA-HP22S1KF1N	1	
事務室	保管庫	コクヨ BWA-HSSIKFN	2	
事務室	保管庫	コクヨ BWNHLS1F1	1	
事務室	ポケット形補聴器	リオネット補聴器HA-73	1	
事務室	ポケット形補聴器	リオネット補聴器HA-73	1	
事務室	ミーティング椅子	ウチダ 1-386-5291	2	
事務室	ミーティングテーブル	コクヨ MT-33D	1	
事務室	冷蔵庫	シャープ SJ-13A	1	
事務室	ローカウンター	LION CL-18SS	1	
事務室	ローカウンターアールエンド	LION CL-40R	1	
事務室	ローカウンターエンドパネル	LION CL-EP	1	
事務室	脇デスク	内田洋行 JN S-047 MG/PG	1	
収蔵庫	クリーンロッカー	コクヨ CLK-35M	2	
収蔵庫	更衣ロッカー	プラス LK-42	5	
収蔵庫	事務机	コクヨ SD-BDN127	1	

保管場所	品名	型番・形状	数量	備考
主催者控室	折りたたみイス	アイチ MILO-P	6	
主催者控室	折りたたみテーブル	LION デリカテーブル BM-1	4	
障がい者用駐車場	障がい者用駐車場看板	400×600mm	1	
スプリンクラー室 (地下1階)	灰皿(スタンド箱型)	コクヨ SS-255	6	
スプリンクラー室 (ホワイエ1階)	灰皿(卓上3点セット)	コクヨ SS-S15N	1	
倉庫(地下1階)	CUEBOX用マルチケーブル	カナレ 10M	1	
倉庫(地下1階)	CUEシステム	TASCAM CUB-8S	1	
倉庫(地下1階)	カーペット	4mm×1,820mm×25M	1	
倉庫(地下1階)	カーペット	4mm×910mm×25M ピンキー	1	
倉庫(地下1階)	ギターアンプ	Roland JC-120	2	
倉庫(地下1階)	除湿器	サンヨー SDH-A100	1	
倉庫(地下1階)	シンバルスタンド	YAMAHA CS-845	1	
倉庫(地下1階)	ステージスピーカー	Electro-voice SX-300	2	
倉庫(地下1階)	ステージスピーカー	YAMAHA MSR400	2	
倉庫(地下1階)	ドラムスローン	Pearl D-1000S	1	
倉庫(地下1階)	ドラムセット(赤)	YAMAHA RC-2Z	1	
倉庫(地下1階)	ドラムセット(黒)	YAMAHA BD922Y	1	
倉庫(地下1階)	ドラム用ステージマット	TAMA DSM18	1	
倉庫(地下1階)	ドラム用ハイハットスタンド	Pearl H-1000	1	
倉庫(地下1階)	ドラム用ハイハットスタンド	Pearl H-2000	1	
倉庫(地下1階)	ベースアンプキャビネット	Mark Bass Standard 102HF	1	
倉庫(地下1階)	ベースアンプヘッド	Ampeg SVT350H	1	
倉庫(地下1階)	ベースアンプヘッド	Mark Bass Little Mark III	1	
倉庫(地下1階)	マルチケーブル	カナレ 12S2N1	1	
倉庫(地下1階)	ミキシングコンソールケース	アルモア製 03-D用	1	
第1電気室 (地下2階)	スタッキングチェア	アイチ タスティ TSY-S(V)	5	
ダクト室 (ホワイエ2階)	映像撮影用三脚	スリックDVハンターPRO	1	
ダクト室 (ホワイエ2階)	カメラ用三脚	スリックプロ700DX	1	
ダクト室 (ホワイエ2階)	ビデオミキサー	ROLAND V-4	1	
中央監視室	無線機一式	スタンダード防水型デジタル簡易無線機VXD291, 急速充電器VAC-581, 防水型スピーカーマイクMH-66A7A	4	
駐車場入口A・B・C	駐車場入口案内看板		3	
調光室	14型カラーテレビ	ビクター C-14R90	1	
調光室	調光信号発生機	DoctorMX	1	
調光室	折りたたみテーブル	LION デリカテーブル BM-1	2	
調光室	ノートパソコン	NEC PC-VY22GXN79LRADUZZ	1	
展示室	パーティションスタンド	コクヨ GB PS100R	4	
展示室	パーティションスタンド	コクヨ GB-PS7N	6	

保管場所	品名	型番・形状	数量	備考
熱源機械室	更衣ロッカー	プラス LK-42	2	
ピアノ庫	グランドピアノ運搬車		2	
ピアノ庫	コンサートグランドピアノ	YAMAHA CFⅢ-S	1	
ピアノ庫	デジタル式温湿度計	おんどとり TR-72	1	
ピアノ庫	ピアノ用背イス	トムソン #172011	2	
ピアノ庫	コンサートグランドピアノ	スタインウェイ D-274	1	
ピアノ庫	チェンバロ	東海楽器 フレンチ2段エムシェーモデル	1	
ピット(地下1階)	折りたたみテーブル	LION デリカテーブル BM-1	49	
ピット(地下1階)	スタンド扇風機	サンヨー EF-35BF	5	
ピット(地下1階)	灰皿(スタンド箱型)	コクヨ SS-255	3	
ピット(地下1階)	パソコンラック	ネオックス SX-70+TP75	1	
ピンスポット室	パワードスピーカー	YAMAHA MS101	2	
ピンスポット室	ピンスポット用イス	876-4610	2	
ピンスポット室	モニタースピーカー	YAMAHA MS60S	2	
舞台	アウトプットラック	YAMAHA Ro8-D	1	
舞台	浅葱幕		1	
舞台	アッパーホリゾントライト	フラットライトハロゲン500W 4色	16	
舞台	脚立	コクヨ SP-37N	1	
舞台	アタッシュ工具セット	双葉工具(株) KS-12	1	
舞台	暗転幕	11号帆布(ヒダなし) W18×H8.5m 下パイプ付	1	
舞台	インプットラック	YAMAHA Ri8-D	1	
舞台	液晶テレビ	東芝 19A8000K	2	
舞台	エフェクトスポットハロゲン		1	
舞台	大太鼓	KAWAI 宮太鼓1.9尺 台付	1	
舞台	オーディオミキサー	RAMSA WR-X02	1	
舞台	オートカラーチェンジャー	スクローラー 16色用	16	
舞台	オーロラマシン	DF4 1000W (500W×2)	1	
舞台	音楽舞台用スピーカー	BOSE MA12B(2台1組)	1	
舞台	仮設花道		1	
舞台	カラーテレビ	SONY KV-29DX650	1	
舞台	木頭		1	
舞台	業務用クリーナー	コクヨ J-JV-5N	1	
舞台	クセノンスポットライト	XP2008SR 2000W	2	
舞台	クリアカム	CC-26K	2	
舞台	クリアカム 6Pケーブル	クリアカム 10m	2	
舞台	クリアカム 6Pケーブル	クリアカム 20m	2	
舞台	クリアカム コールフラッシャー	クリアカム CF11T	1	
舞台	クリアカム ヘッドセット	クリアカム CC-100	4	
舞台	クリアカムベルトパック	クリアカム RS-602	4	
舞台	黒布	毛せん	30	
舞台	携帯工具セット	SP-E22	1	
舞台	弦バス(コントラバス)いす	ゼンオン ZA-2	3	
舞台	コード掛けワゴン		1	
舞台	コードレスドライバドリル	日立DS14SL(本体、電池パック、充電器セット)	2	

保管場所	品名	型番・形状	数量	備考
舞台	コードレス半田ゴテ	双葉工具(株) SK-70	1	
舞台	コンデンサーマイクロホン	AKG C-391	2	
舞台	コンデンサーマイクロホン	AKG C-414	2	
舞台	コンデンサーマイクロホン	AKG C-451B	6	
舞台	コンデンサーマイクロホン	SONY C-38B	2	
舞台	コンデンサーマイクロホン	SONY C535P	10	
舞台	コンデンサーマイクロホン	ノイマン USM69i	2	
舞台	先玉(10インチ)		1	
舞台	先玉(4インチ)		1	
舞台	先玉(6インチ)		1	
舞台	三脚式スクリーン	LION ALI-100	1	
舞台	残響吸音用カーテン	W3,000×H4,000mm	16	
舞台	三叉三段(ハイ)スタンド		6	
舞台	地絨		2	
舞台	指揮者台	テルビア CS-5	1	
舞台	指揮者用譜面台	カワイ A	1	
舞台	ジグゾー	リョービ JSE-60A	1	
舞台	紗幕(白)		1	
舞台	充電式電気ドリル	リョービ BDM-1200	1	
舞台	充電式ニッカド電池	リョービ B-1220F2	1	
舞台	所作台		25	
舞台	所作台運搬車		2	
舞台	姿見(キャスター付ミラー)	チャコット製 3119-65201	2	
舞台	スクリーン	エルモ SB-8	1	
舞台	スタッキングチェアー	ウチダ 白	100	
舞台	スタッキングチェアー台車	アイチ アイスタックグループ台車	1	
舞台	スタッキングチェアー台車	アイチ アイタック台車	1	
舞台	スタッキングチェアー台車	ウチダ 台車	2	
舞台	ステージスピーカー	YAMAHA DSR118W	2	
舞台	ステージ前階段		2	
舞台	ストロボ	KM-14	2	
舞台	スパイラルマシン		1	
舞台	スピーカースタンド	BOSE TSM-3(2本1組)	1	
舞台	スポットライト	パーライトハロゲン500W	68	
舞台	スポットライト	パーライトハロゲン SPHIII-AL 1000W	20	
舞台	スポットライト	平凸レンズスポットハロゲン1000W	24	
舞台	スポットライト	平凸レンズスポットハロゲン500W CSQ500W	10	
舞台	スポットライト	ミニブルートハロゲン1000W	6	
舞台	スモークマシン	Antari Z1500 II	2	
舞台	スモークマシン	ROSCO	1	
舞台	スモークマシン・コントローラー	Z-20	1	
舞台	スポットライト用アイリス	カッタースポットハロゲン 575Wアイリス	13	

保管場所	品名	型番・形状	数量	備考
舞台	全閉式工場扇	TFZ-45T	1	
舞台	操作棒		3	
舞台	袖幕(仮設)	黒 H10, 600×W4, 500mm	2	
舞台	袖幕(貫八別珍黒色)	防炎加工品1.5倍ヒダ	1	
舞台	第一ボーダーライト	200w×72灯 4色配線	1	
舞台	第二ボーダーライト	200w×72灯 4色配線	1	
舞台	台車	LION FT-30HS	1	
舞台	ダイナミックマイクロホン	シュアー SM58S	8	
舞台	ダイレクトボックス		5	
舞台	竹羽目	H4, 545×W7, 272mm パネル式	1	
舞台	種板(ディスクマシン用)		3	
舞台	ツールセット	前田金属工業 700W	1	
舞台	つけ板		1	
舞台	ディスクマシン		1	
舞台	電気ドリル	リョービ ID-101	1	
舞台	波エフェクトハロゲン		1	
舞台	二連はしご	ビ°カコーホ°レーション ALF2ALF-107	1	
舞台	箱足	303×333×182mm	20	
舞台	花道用所作台運搬車		1	
舞台	パワーアンプ	Electrovoice CPS2.9	14	
舞台	パワーアンプ	Electrovoice CPS2.12	3	
舞台	パワーアンプ	Electrovoice CPS4.5	1	
舞台	ピアノ椅子	トムソン	2	
舞台	ピアノ専用背付き椅子	YAMAHA No. 5A	1	
舞台	ひな段用階段	W=909 1段	2	
舞台	ひな段用階段	W=909 2段	2	
舞台	緋毛氈	1,730×3,600mm 2mm厚	4	
舞台	平台運搬車	1,212×1,818mm	2	
舞台	平台運搬車	1,818×1,818mm	1	
舞台	平台運搬車	909×1,818mm	2	
舞台	シーリングスポットライト	平凸レンズスポットハロゲン LNC-350-1500W	24	
舞台	シーリングスポットライト	平凸レンズスポットハロゲン LNC-400-2000W	16	
舞台	ブームスタンド	K&M ST-210	8	
舞台	フェルト毛氈	1,800×14,000mm 1mm厚	5	
舞台	舞台業務用パイプ		1	
舞台	フットライト		6	
舞台	ブラックライト		5	
舞台	振り落とし装置		1	
舞台	松羽目	H4, 545×W12, 726mm ドロップ式	1	
舞台	スポットライト	フレネルレンズスポットハロゲン LNF-120-1000W	32	
舞台	スポットライト	フレネルレンズスポットハロゲン FQH-500WS1-RC2	10	

保管場所	品名	型番・形状	数量	備考
舞台	丸台スタンド		20	
舞台	マルチメディアプロジェクター	LION LTP-201N	1	
舞台	丸のこ	日立工機(株) C6BH	1	
舞台	ミラーボール	MB-600φ 吊型・変速式	1	
舞台	ラックケース	ARMOR A4ラック	1	
舞台	リノリウム	1,220×12,000mm	13	
舞台	ローアホリゾントライト	ランプ 500W 4色配線	8	
舞台	ローホリ隠しパネル		6	
舞台	ワイヤレスインターカムシステム	(株)タムラ製作所 親機(YFP-4200) 子機(YMT-4400),ヘッドセット(HS-316D)	1	
舞台	ワイヤレスインターカムヘッド	HS-126D	2	
舞台	ワイヤレス受信機	SHURE ULXD4Q	2	
舞台	ワイヤレスヘッドセットマイク	SHURE WH-30TQG	2	
舞台裏	100インチスクリーン	EPSON ELPSC29	1	
舞台裏	210インチスクリーン	移動式張込スクリーン DE-201Vフレーム	1	
舞台裏	MDレコーダー	TASCAM MD/CD1B MK2	2	
舞台裏	アルモアロードケース	4Uラックケース	5	
舞台裏	上敷		1	
舞台裏	液晶プロジェクター	EPSON EHTW410	1	
舞台裏	スポットライト	カッタースポットライト ECR2-36C-750W	8	
舞台裏	スポットライト	カッタースポットライト ソースフォー450(750W)	10	
舞台裏	スポットライト	カッタースポットライト ソースフォーSF-750-459	4	
舞台裏	カフボックス	TOMOCA フェーダボックス TCC-100	2	
舞台裏	ガラスゴボ	ROSCO プリズマチックガラス Bサイズ #43808 BlueWater	2	
舞台裏	ガラスゴボ	ROSCO プリズマチックガラス Bサイズ #43808 Patoriotic	2	
舞台裏	黒布	ハギなし 1.7m×10m	1	
舞台裏	地絨	グレー 11号帆布 (4m×3m)	1	
舞台裏	地絨	グレー 11号帆布 (5m×4m)	2	
舞台裏	地絨	黒 (14m×6m)	1	
舞台裏	地絨	黒 11号帆布 綿100% (14m×11m)	1	
舞台裏	自在ハンガーアタッチメント	HL-3(松村製)	6	
舞台裏	シャッター	アイリス 400RS	6	
舞台裏	紗幕(黒)	英国製 綿100% 防炎加工 W18,000×10,000mm	1	
舞台裏	シャッター	シャッター XSP-2008	2	
舞台裏	充電式ドライバードリル	マキタ 6315DA	1	
舞台裏	充電式ドライバードリル	リョービ BDM-1200	1	
舞台裏	充電式マルノコ	マキタ 5093DRA	1	
舞台裏	照明スタンド	SK2-K型	12	

保管場所	品名	型番・形状	数量	備考
舞台裏	照明用ドウサカッター	XDC-321P8 2008SR用	1	
舞台裏	ジョーゼット	一式	1	
舞台裏	白紗幕	W14,000×H8,000mm	1	
舞台裏	白紗幕一式	W17,800×H10,000mm 幕裾固定用鉄パイプ付	1	
舞台裏	スポットライト	シンプルライト1000W SPHIII-1000W-AL	8	
舞台裏	スポットライト	シンプルライト500W SPH-500W-AL	9	
舞台裏	スポットライト	シンプルライト500W SPHIII-500W-AL	28	
舞台裏	スポットライト	シンプルライト500W SPHIV-500W-AL	13	
舞台裏	ステージスピーカー	Electro-voice SX-300	4	
舞台裏	スピーカースタンド	ULTIMATE TS-70B	2	
舞台裏	スピーカースタンド	ULTIMATE TS-90BT	6	
舞台裏	スモーク送風用送風機	ワーカービー150 (大西電機製)	1	
舞台裏	ソースフォーエフェクト	DCコントローラー MK-4 DHA-DC	4	
舞台裏	ソースフォーエフェクト	ダブルゴボローティータ DHA-RTR203V	4	
舞台裏	ソースフォー用ホルダー	A	20	
舞台裏	ソースフォー用ホルダー	B	10	
舞台裏	ダブルゴボローティータ用 DCコントローラー	丸茂電機(株) MK-4 DHA-DCON/KPS	1	
舞台裏	ダンプラーケース	SPH-1000W 4台用	15	
舞台裏	チェアポーター	ウチダ 1-386-9001	1	
舞台裏	調光器	LITE-PUTERプラグイン DIMMER DX1220A	1	
舞台裏	調光器用幹線	緑・白・赤・黄・青・黒 25Mケーブル	5	
舞台裏	調光器用ラックマウントケー ス	LITE-PUTERプラグイン DIMMER DX1220A用	1	
舞台裏	調光操作卓	Smart Fade 1248	1	
舞台裏	調光操作卓ハードケース一式	Smart Fade 1248用ハードケース, C型20Aコネクタ C-20C(12個)	1	
舞台裏	錦綾織布地	錦綾織布地 黒 20M	1	
舞台裏	パワーアンプ	RAMSA WP-9600	1	
舞台裏	パワーアンプ	YAMAHA P-5000S	1	
舞台裏	パワーアンプ	YAMAHA P-7000S	1	
舞台裏	パワードサブウーファー	YAMAHA DSR118W	2	
舞台裏	パワードスピーカー	YAMAHA DSR112	2	
舞台裏	日立インパクトドライバー	WH12DM	1	
舞台裏	ソースフォーエフェクト	シングルゴボローティータ (舞台照明用)	4	
舞台裏	スポットライト	フレネルレンズスポットハロゲン FQH-1000WS1-16RC2	76	

保管場所	品名	型番・形状	数量	備考
舞台裏	スポットライト	フレネルレンズスポットハロゲン FQH-1500WS1-16RC2	20	
舞台裏	プロジェクターケース	EPSON ELPKS50	1	
舞台裏	プロジェクター接続ケーブル	EPSON ELPKC10	1	
舞台裏	星球用電源ボックス	HIS-PB分配線L-15m	1	
舞台裏	マルチメディアプロジェクター	EPSON EMP-8300	1	
舞台裏	ランプチェンジャーボール	K-P6(部品) R-L1(部品)	1	
舞台裏	ワゴンアンプ	ワゴン他一式	1	
北洋資料館受付	イーゼル(看板立)	クラウン CR-ES121	1	
北洋資料館受付	インフォメーションカウンター	コクヨ CO-W15FN	1	
北洋資料館裏	物置	ヨド YMZU-20	1	
ホワイエ(1~3階)	案内板	LION GP-20	3	
ホワイエ(1~3階)	芸術ホール座席表	ウッドラック 7×910×910mm	4	
ホワイエ(1~3階)	ゴミ箱	コクヨ イレ-R45	16	
ホワイエ(1階)	案内板	コクヨ GB-63P82/SAWN (W515mm×D430mm×H1, 400mm)	3	
ホワイエ(1階)	折りたたみイス	アイチ MILO-P	15	
ホワイエ(1階)	折りたたみテーブル	LION デリカテーブル BM-1	13	
ホワイエ(1階)	キャリーラック(台車)	DX 920×620mm	2	
ホワイエ(1階)	クズ入れ	コクヨ イレ-R40	2	
ホワイエ(1階)	サインスタンド	コクヨ GB-S13	7	
ホワイエ(1階)	人工植物	コクヨ PXG620-169	1	
ホワイエ(1階)	台車	LION FT-30HS	1	
ホワイエ(1階)	パーティションスタンド	コクヨ GB PS100R	13	
ホワイエ(1階)	パーティションスタンド	コクヨ GB PS201 ベルトインタイプ	5	
ホワイエ(1階)	パソコンラック	ネオックス SX-70+TP75	1	
ホワイエ(1階)	プラントボックス	コクヨ PX-80	1	
ホワイエ(1階)	フロアマット	600×3, 800mm	1	
ホワイエ(1階)	ホワイトボード	脚付 1,200×1,800	2	
ホワイエ(1階)	来客用チラシ回収箱	コクヨ DK-20F	3	
ホワイエ(2階)	37型テレビ	三菱 37C-DX50	1	
ホワイエ(2階)	大型テレビテーブル	オーロラ LTV-20	1	
ホワイエ(2階)	人工植物	コクヨ PX-GSTK04	1	
ホワイエ(2階)	スポットライト2灯(絵画照射用)	SE-4317	1	
ホワイエ(2階)	ソファベッド	コクヨ CE-823KM	1	
ホワイエ(2階)	チェア(X裂地)	54-103-B	6	
ホワイエ(2階)	プラントボックス	コクヨ PX-80	1	
ホワイエ(3階)	人工植物	コクヨ PX-G6123	1	
ホワイエ(3階)	人工植物	コクヨ PX-GHK181T	1	
ホワイエ(3階)	人工植物	コクヨ PX-GSK181T	1	
ホワイエ(3階)	人工植物	コクヨ PX-GSTK04	1	
ホワイエ(3階)	チェア	アームチェア 54-102-BA	8	
ホワイエ(3階)	プラントボックス	コクヨ PX-80	4	
モール	AED収納ボックス	フィリップス社 AEDボックスDC (M3K-1009)	1	

保管場所	品名	型番・形状	数量	備考
モール	折りたたみテーブル	LION デリカテーブル BM-1	1	
モール	ゴミ箱	コクヨ イレ-R45	3	
モール	催事サインスタンド		1	
モール	サイドテーブル	50-310-B	2	
モール	サインスタンド	コクヨ GB-S8	3	
モール	室内掲示板	ピタコルク 910×2,100mm	1	
モール	チェアー	アームチェアー 54-102-BM	8	
モール	チェアー	アームチェアー 54-102-BX	4	
モール	パーティションスタンド	コクヨ GB PS100R	3	
モール	パンフレットスタンド	コクヨ A4サイズ3列10段 ZP-PS303 (758×350×1,525mm)	2	
モール	ピンレスボード	LION PE34N	1	
モール	フラップテーブル	LION F-1N 487-96	1	
モール	フロアマット	1,200×1,800mm	1	
モール	フロアマット	900×1,500mm	3	
モール	ベンチ	2033-BA(イエロー)	2	
モール	ミーティング椅子	ウチダ 1-386-5291	10	
物置	エンジン式刈払機	シングウ A-0526 ラークベルト付	1	
物置	エンジン式刈払機	ゼノアBCZ300(純正ナイロンオート カッターZ2-B, ラークベルト付)	1	
物置	エンジン式刈払機	リョービ EK326A	1	
物置	エンジン式刈払機	リョービ EKK-26 ナイロカッター付	1	
物置	エンジンチェンソー	マキタ MDE400オイル付	1	
物置	エンジンチェンソー	マキタ ME332オイル付	1	
物置	エンジンブロー	ゼノア HB2311EZ バキュームキット付	1	
物置	クリーンロッカー	コクヨ CLK-35M	1	
物置	高圧洗浄機	TK-2517	1	
物置	除雪機	YAMAHA YT970E	1	
物置	リヤカー	3号	1	
物置	自走式芝刈機	カーツ LM5360HX	1	
物置	自走式芝刈機	ホンダ HRC216	1	
リハーサル室	折りたたみテーブル	LION デリカテーブル BM-1	20	
リハーサル室	カーテン・カーテンレール	AFE270018	1	
リハーサル室	グランドピアノ	YAMAHA C-7	1	
リハーサル室	グランドピアノ運搬車		1	
リハーサル室	コートハンガー	コクヨ CH-23	1	
リハーサル室	スタッキングチェアー	アイチ タスティ TSY-S(V)	100	
リハーサル室	スタッキングチェアー台車	アイチ アイタック台車	1	
リハーサル室	スタッキングチェアー用台車	アイチ アイスタックグループ台車	3	
リハーサル室	ステージスピーカー	EAW FR 102H	4	
リハーサル室	パワーアンプ	RAMSA WP-9150	2	
リハーサル室	ピアノ用背イス	トムソン #172011	1	
リハーサル室	ホワイトボード	コクヨ BB-R536W1W1BR	2	
リハーサル室	ミキサ	RAMSA WR-X02	1	
リハーサル室	レッスンバー	バレリーナ製 A-7041	4	

保管場所	品名	型番・形状	数量	備考
リハーサル室前	催事サインスタンド		1	
練習室1号	アップライトピアノ	YAMAHA YU-5	1	
練習室1号	折りたたみテーブル	LION デリカテーブル BM-1	6	
練習室1号	コートハンガー	コクヨ CH-23	1	
練習室1号	除湿器	サンヨー SDH-A100	1	
練習室1号	スタッキングチェアー	アイチ タスティ TSY-S(V)	15	
練習室1号	スタッキングチェアー用台車	ウチダ 台車	1	
練習室1号	倉庫用棚	コクヨ SE-A6356	1	
練習室1号	パワーアンプ	RAMSA WP-9150	2	
練習室1号	パワードスピーカー	YAMAHA ステージパス600i(2台1組)	1	
練習室1号	ミキサー	RAMSA WR-X02	1	
練習室2号	折りたたみテーブル	LION デリカテーブル BM-1	5	
練習室2号	コートハンガー	CH-8NN	1	
練習室2号	除湿器	サンヨー SDH-A100	1	
練習室2号	スタッキングチェアー	アイチ タスティ TSY-S(V)	10	
練習室2号	電子ピアノ	KAWAI L51 (椅子附属)	1	
練習室2号	パワーアンプ	RAMSA WP-9150	1	
練習室2号	パワードスピーカー	YAMAHA ステージパス600i(2台1組)	1	
練習室2号	ピアノ専用椅子	No5A(高低自在)	1	
練習室2号	ミキサー	RAMSA WR-X02	1	
録音調整室	CDレコーダー	TASCAM CD-RW900	2	
録音調整室	カセットレコーダー	SONY TCS-8000M	1	
録音調整室	コンデンサーマイクロホン	RODE NT2	4	
録音調整室	コンデンサーマイクロホン	SHURE Bata 87A	1	
録音調整室	コンピュータ音源接続インターフェイス	AKAI IB 803M	1	
録音調整室	コンピュータ音源接続インターフェイス	AKAI IB 804A	1	
録音調整室	コンピュータアプリケーション	コルグ 1212 I/O	1	
録音調整室	コンピュータ用音源ユニット		1	
録音調整室	除湿器	サンヨー SDH-A100	1	
録音調整室	全自動防湿保管機	ED-51S	1	
録音調整室	デジタルミキサー	YAMAHA 02R	1	
録音調整室	デジタルレコーダー	ローランド VS-248CD	1	
録音調整室	ハードディスク(音声調整録音用)	3.5インチ UHSCC1	1	
録音調整室	パワーアンプ	RAMSA WP-9300	2	
録音調整室	フラットループアンプ	RAMSA GH-06D	1	
録音調整室	ヘッドホン	SONY MDR-Z700DJ	1	
録音調整室	マルチメディアプロジェクター	LION MP-200(ケース付)	1	
録音調整室	レコードプレーヤー	Technics SL-1200MK3	1	
録音調整室前	調光操作卓	ディムバック TZ-6D	1	
ロッカールーム	コインロッカー	LION NEO 5WA	4	

○函館市北洋資料館

保管場所	品名	型番・形状	数量	備考
受付	開館案内スタンド	nakakin(木製スタンド)	1	
受付	パンフレットスタンド		1	
機械室	消火器	ヤマト粉末	1	
機械室	台車	ウチダ ダイヤモンドカー(AL-3)	1	
機械室	ブラシハードマット	山崎産業 YL 1,200×1,500mm	1	
旧事務室	気圧計	アネロイド型	1	
旧事務室	事務用机	スチール製 プラスP-S3 両袖3号	1	
旧事務室	事務用机	スチール製 SD-S5S 両袖5号	3	
旧事務室	消火器	ヤマト粉末	1	
旧事務室	スチール書庫	LION 深型PF-3	1	
旧事務室	スチール書庫	sf	1	
旧事務室	石油クリーンヒーター	三菱 VBK-501R	1	
旧事務室	データファイル保管庫	LION 1,790×880×380mm	1	
旧事務室	展示学事典		1	
旧事務室	電卓	カシオ DS-20	1	
旧事務室	函館市史		1	
旧事務室	ファイリングキャビネット		1	
旧事務室	マックスホチキス	HD-12S-24	1	
旧事務室 (女子更衣室)	石油クリーンヒーター	三菱 VKB-501R	1	
空調機械室	会議用テーブル	ウチダ 385-1125 茶色 天板折りたたみ	1	
空調機械室	ソファーセット	コクヨ CE-340S 応接用アームレス チェア ビニールレザー 白・茶	1	
空調機械室	テーブル	コクヨ NT-SX40T 天板メラミン化粧板 茶	1	
空調機械室	フィルム巻き返し機		1	
玄関(東側)	レインスタンド	LION ND420	1	
事務室(芸術)	液晶テレビ式	パナソニック THL19C21K ハヤミ壁掛けアーム EHW313	1	
事務室(芸術)	東芝液晶テレビ	26AV550	1	
収蔵庫	掲示板	1,600×900mm	1	
収蔵庫	更衣ロッカー	プラス4連2号	1	
収蔵庫 (説明員控室)	キーボックス	LION 60個掛	1	
収蔵庫 (説明員控室)	石油クリーンヒーター	三菱 VKB-501R	1	
収蔵庫 (説明員控室)	ソファーセット	コクヨ CE-340S 応接用アームレス チェア ビニールレザー 白・茶	3	
収蔵庫 (説明員控室)	ビデオデッキ	ナショナル NV-HB60	1	
清掃員控室	石油クリーンヒーター	コロナ FF-G506S	1	
ダクト室 (ホワイエ2階)	カメラ用三脚	ベルボン3段式 VGB-3DX	1	

保管場所	品名	型番・形状	数量	備考
中央監視室	キッチンケース	ウチダ 318-0260	1	
中央監視室	更衣ロッカー	プラス4連2号	2	
展示室	アルミ三連はしご	CSM-60	1	
展示室	液晶テレビ	シャープ 32型アクオス (LC32H20)	1	
展示室	額縁	日本額縁 AL-2C 728×1,030mm	2	
展示室	掛け時計		1	
展示室	監視カメラ装置	小型ビデオカメラ3台, ビデオ受像機2台ほか	1	
展示室	業務用ビデオデッキ	パナソニック AG-5100	1	
展示室	業務用ビデオデッキ	パナソニック AG-5160	1	
展示室	ゴム印		1	
展示室	消火器	ヤマト粉末	2	
展示室	ショーケース		2	
展示室	除湿器	ナショナル 680×240×260mm	1	
展示室	資料展示用台		2	
展示室	スチールゴミ箱	大	1	
展示室	棚(受付入館記念スタンプ台)	900×1,600×450mm	1	
展示室	多目的パネル		5	
展示室	デスクマット	コクヨ マ367	1	
展示室	展示パネル	1,800×900×45mm スタンド, 支持金具付	12	
展示室	展示用パネル	貼替	5	
展示室	長椅子	パブリック No.5522	1	
展示室	入館記念スタンプ	45mm 丸	2	
展示室	木製椅子		8	
展示室	冷風機	サンヨー SDA-124H	2	
展示室	ロビーチェアー	チトセ TE400S ビニールレザー	1	
ピット(地下1階)	スチール書庫	コクヨ2	1	
ピット(地下1階)	電話台	IF20	1	
舞台裏	スチール書庫	コクヨ1	1	
物品庫	W吸盤 2個セット	UER1BOR	2	
モール	ロビーチェアー	チトセ TE401S ビニールレザー	1	
ロッカールーム	コインロッカー	302-0501	1	
敷地(外)	物置	スチール製 ヨド YMK20型 木目	1	
物置	除雪機	コマツ KSS8SIII	1	

美術品関係

○芸術ホール

保管場所	作品名	作品について	備考
ホワイエ（1階）	はこだて賛歌	墨書、紙、額装	
ホワイエ（2階）	秋の放牧	油彩、キャンバス、額装	
ホワイエ（2階）	一气呵成	墨書	
ホワイエ（2階）	流水源の詩	油彩、キャンバス、額装	
応接室	やぶ椿	油彩、キャンバス、額装	
応接室	踊り（鷗島）	油彩、ステンレス椽	
会議室	胸中海獄	墨書	
楽屋1号	志海苔海岸	砂絵	
楽屋3号	薔薇	油彩、キャンバス、額装	
事務室	サンゴ草夕映え	油彩、キャンバス、額装	
正面前庭	抱	鉄、台座付	

○北洋資料館

保管場所	作品名	作品について	備考
展示室	北洋母船鵬洋丸	油彩	

IV 公の施設の設置条例および規則

函館市芸術ホール条例

(設置)

第1条 市民に芸術文化に関する活動の場を提供し、もって本市の芸術文化の振興に寄与するため、市に芸術ホールを設置する。

(名称および位置)

第2条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館市芸術ホール (愛称 ハーモニー五稜郭)

位置 函館市五稜郭町 37 番 8 号

(開館時間および休館日)

第2条の2 函館市芸術ホール (以下「芸術ホール」という。)の開館時間および休館日は、函館市教育委員会規則で定める。

(使用の許可)

第3条 芸術ホールを使用しようとする者は、あらかじめ函館市教育委員会 (以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、芸術ホールの管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 芸術ホールの駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(使用の不許可等)

第4条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、芸術ホールの使用を許可しない。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他芸術ホールの管理上支障があると認められるとき。

2 芸術ホールは、同一の者が同一の目的で引き続き、展示、会議等による使用の場合にあっては7日、公演、リハーサル等による使用の場合にあっては5日を超えて使用することができない。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。

(目的以外の使用等の禁止)

第5条 第3条第1項の許可を受けた者 (以下「使用者」という。)は、芸術ホールを許可を受けた目的以外に使用し、他人に転貸し、またはその使用する権利を譲渡してはならない。

(利用料金)

第6条 使用者は、別表第1区分の欄に掲げる施設ならびに別表第2区分の欄に掲げる附属設備および備付物件の使用に係る料金 (以下「利用料金」という。)を指定管理者 (地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、指定管理者が、別表第1および別表第2に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる。

4 利用料金の支払方法については、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

(利用料金の不還付)

第6条の2 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。

(駐車場使用料)

第7条 芸術ホール駐車場の使用料（以下「駐車場使用料」という。）は、別表第3のとおりとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、駐車場使用料を減免することができる。

3 駐車場使用料の徴収方法その他必要な事項は、函館市教育委員会規則で定める。

（駐車場使用料の不還付）

第8条 既納の駐車場使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

（特別設備等の制限）

第9条 芸術ホールの使用に当たり特別の設備を設け、または既存の設備を変更しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

（使用の許可の取消し等）

第10条 委員会は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じても市は、その賠償の責めを負わない。

（1）この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。

（2）使用の許可の条件に違反したとき。

（3）第4条第1項各号の一に該当する理由が生じたとき。

（4）使用の許可の申請に偽りがあったとき。

（販売行為等の禁止）

第11条 委員会の許可を受けた者以外の者は、芸術ホールまたはその敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

（原状回復等）

第12条 使用者は、芸術ホールの使用を終了したとき、または第10条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会は、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償の義務）

第13条 使用者は、芸術ホールの使用により、建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

（入館の制限）

第14条 委員会は、芸術ホールに入館しようとする者または入館した者が第4条第1項各号の一に該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。

（指定管理者による管理）

第15条 芸術ホールの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

（1）芸術ホールの使用の許可および制限に関すること。

（2）芸術ホールの維持管理に関すること。

（3）その他委員会が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第3条、第4条、第9条から第11条までおよび前条の規定の適用については、これらの規定（第3条第1項を除く。）中「委員会」とあり、および同項中「函館市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは、「指定管理者」とする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、函館市教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成10年5月9日から施行する。

- 2 重要な公の施設の措置に関する条例（昭和 39 年函館市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 9 年 12 月 18 日条例第 67 号）

- 1 この条例は、平成 10 年 5 月 9 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に函館市芸術ホールの駐車場に駐車している者に係る駐車場の使用料の額は、当該者が函館市北洋資料館条例の一部を改正する条例（平成 9 年函館市条例第 63 号）第 2 条の規定による改正前の函館市北洋資料館条例（昭和 57 年函館市条例第 17 号）の規定に基づき函館市北洋資料館の駐車場に入場した時をこの条例による改正後の函館市芸術ホール条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づき函館市芸術ホールの駐車場に入場した時とみなして、改正後の条例別表第 2 の規定により算定した額とする。

附 則（平成 12 年 3 月 28 日条例第 45 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 20 日条例第 19 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 29 日条例第 88 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 22 日条例第 23 号抄）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この条例の施行の際現に函館市芸術ホールの駐車場に駐車している者に係る当該駐車場の使用料の額は、第 2 条の規定による改正後の函館市芸術ホール条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 12 月 18 日条例第 72 号）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 および別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 13 日条例第 28 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の第 6 条、第 6 条の 2、別表第 1 および別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた許可に係る使用および施行日前にされた許可に係る施行日以後の使用（函館市芸術ホール条例別表第 1 に規定する時間区分を超える使用および暖房の使用ならびに附属設備または備付物件の使用（以下これらを「超過等使用」という。）に限る。）について適用し、施行日前の使用および施行日前にされた許可に係る施行日以後の使用（超過等使用を除く。）については、なお従前の例による。
 - 3 前項の規定にかかわらず、当初許可（施行日前にされた許可で施行日以後の使用に係るものをいう。以下同じ。）について変更許可（施行日以後にされた許可で当初許可の内容を変更するものをいう。以下同じ。）がなされた場合における当該変更許可に係る使用（超過等使用を除く。以下同じ。）については、当該当初許可に係る使用料を施行日前に納付していない場合で、当該変更許可に係る使用について改正後の第 6 条第 2 項および別表第 1 の規定の適用があるものとした場合におけるこれらの規定による利用料金の額（以下「変更後額」という。）が、当該変更許可の当初許可に係る使用について改正前の第 6 条第 1 項および別表第 1 の規定の適用があるものとした場合におけるこれらの規定による使用料の額（以下「当初額」という。）を超えないときは、変更後額に相当する額を改正前の第 6 条、第 8 条および別表第 1 の規定が適用される使用料とみなし、変更後額が当初額を超える場合は、当初額に相当する額を改正前の第 6 条、第 8 条および別表第 1 の規定が適用される使用料とみなし、変更後額と当初額との差額に相当する額を改正後の第 6 条、第 6 条の

2 および別表第1の規定が適用される利用料金とみなす。

別表第1（第6条関係）

区分		時間区分			
		午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
ホール	平日	15,000円	24,000円	32,000円	64,000円
	日曜日 土曜日 休日	18,000円	28,800円	38,400円	76,800円
楽屋	1号	720円	870円	1,010円	2,020円
	2号	190円	260円	320円	640円
	3号	490円	560円	620円	1,240円
会議室		750円	900円	1,050円	2,100円
ギャラリー		5,070円	6,000円	8,000円	16,000円
リハーサル室	平日	2,550円	3,320円	4,150円	8,300円
	日曜日 土曜日 休日	3,070円	4,090円	4,980円	9,960円
練習室	1号	1,200円	1,870円	2,730円	5,460円
	2号	800円	1,250円	1,710円	3,420円
録音調整室		2,000円	2,000円	2,000円	4,000円

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 練習等のため、ホールの舞台のみを使用する場合の利用料金は、上表の規定による利用料金の額（以下「基本利用料金の額」という。）の5割に相当する額とする。
- 3 ギャラリーまたはリハーサル室を商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合の利用料金は、基本利用料金の額の20割に相当する額とする。
- 4 使用者が2,001円以上の入場料（名称のいかんを問わず、入場する者が入場の対価として支払う金銭をいう。以下同じ。）を徴収する場合の利用料金は、次の各号に掲げる入場する者1人1回につき徴収する入場料の額（その額が2種類以上定められているときは、最高額による。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 2,001円以上3,000円以下 基本利用料金の額の25割に相当する額
 - (2) 3,001円以上4,000円以下 基本利用料金の額の30割に相当する額
 - (3) 4,001円以上5,000円以下 基本利用料金の額の35割に相当する額
 - (4) 5,001円以上 基本利用料金の額の40割に相当する額
- 5 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とする。以下この項において同じ。）につき、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の基本利用料金の額（超過時間が午後10時以後のものであるときは、夜間の基本利用料金の額。以下この項において同じ。）の5割に相当する額を利用料金として支払わなければならない。ただし、第3項または前項の規定の適用がある場合は、超過時間1時間につき、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の基本利用料金の額の5割に相当する額を基本利用料金の額とみなしてそれぞれ第3項または前項の規定により算定した額を利用料金として支払わなければならない。
- 6 暖房を使用した場合は、基本利用料金の額（ホールについては、平日の基本利用料金の額）の5割に相当する額を利用料金として支払わなければならない。この場合において、全日使用

するときは午前、午後および夜間の各時間区分の基本利用料金の額（ホールについては、平日の基本利用料金の額）を合計した額の、許可を受けた時間区分を超えて使用したときは前項本文の規定により利用料金として支払わなければならない額（ホールについては、平日の基本利用料金の額により算定した額）の5割に相当する額を利用料金として支払わなければならない。

7 興行の目的で使用する場合の利用料金の額は、基本利用料金の額および第2項から前項までの規定による利用料金の額に100分の108を乗じて得た額とする。

別表第2（第6条関係）

区分		利用料金		摘要
		単位	金額	
舞台設備	リノリウム	1式	2,400円	
	めくり台	1台	100円	
	所作台	1式	2,400円	
	花道用所作台	1式	500円	
	仮設花道	1式	5,000円	
	平台	1枚	100円	
	箱足	1個	60円	
	高足	1個	60円	
	中足	1個	60円	
	木支木	1本	100円	
	人形立	1台	100円	
	長座布団	1枚	60円	
	毛せん	1枚	300円	
	上敷	1本	160円	
	金びょうぶ	1双	960円	
	銀びょうぶ	1双	900円	
	鳥の子びょうぶ	1双	360円	
	振り落し	1式	200円	
	地がすり	1枚	600円	
	幕類	1枚	360円	
	指揮台	1台	120円	
指揮者用譜面台	1台	120円		
	演奏者用譜面台	1台	40円	
	譜面灯	1個	80円	
	松羽目	1式	960円	
	竹羽目	1式	960円	
	演台	1台	480円	
	司会者台	1台	200円	
楽器	ピアノ	1台	9,000円	スタインウェイ
	ピアノ	1台	3,600円	ヤマハCFⅢ
	ピアノ	1台	2,200円	ヤマハC-7
	ピアノ	1台	1,000円	ヤマハYU5
	電子ピアノ	1台	1,000円	
	チェンバロ	1台	960円	
	ドラムセット	1式	800円	
	大太鼓	1台	300円	台付き
音響設備	ワイヤレス受信機	1式	1,000円	

区分	使用料		摘要	
	単位	金額		
	マイクロホン(コンデンサー型)	1本	840円	スタンド付き
	マイクロホン(ダイナミック型)	1本	600円	スタンド付き
	レコードプレーヤー	1台	720円	
	CDプレーヤー	1台	1,000円	
	オープンテープレコーダー	1台	720円	
	カセットテープレコーダー	1台	480円	
	DATレコーダー	1台	1,000円	
	ステージスピーカー	1式	1,500円	
	エコーマシン	1台	600円	
	補助スピーカー	1台	300円	
	増幅機	1台	600円	
	ミキサー	1台	500円	
	ダイレクトボックス	1台	500円	
	アンプワゴン	1式	1,500円	
	ギターアンプ	1台	300円	
	照明設備	ボーダーライト	1列	960円
アッパーホリゾンライト		1列	900円	
ローアホリゾンライト		1列	800円	
シーリングスポットライト		1列	1,600円	
スポットライト(1.5キロワット)		1台	300円	ハンガーまたはスタンドを含む。
スポットライト(1キロワット)		1台	200円	ハンガーまたはスタンドを含む。
スポットライト(0.5キロワット以下のもの)		1台	120円	ハンガーまたはスタンドを含む。
クセノンスポットライト		1台	1,700円	
フットライト		1式	1,000円	
調光器		1台	1,800円	
オートカラーチェンジャー		1式	800円	
オーロラマシン		1台	800円	
エフェクトマシン		1式	800円	
	波エフェクトハロゲン	1式	500円	
	ストロボ	1式	350円	
	スモークマシン	1式	1,170円	
	種板	1枚	100円	
	先玉	1個	200円	
	ミラーボール	1個	3,000円	
	ブラックライト	1台	200円	
その他	展示用パネル	1枚	130円	
	スタンド	1本	100円	
	長机	1脚	100円	
	マルチメディアプロジェクター	1台	1,400円	
	コンセント(3キロワットを超えるもの)	1個	360円	
	コンセント(3キロワット以下のもの)	1個	180円	

備考

- 1 上表の規定による利用料金の額は、別表第1に規定する時間区分のうち午前、午後または夜のいずれかの時間区分において使用する場合の額とする。
- 2 別表第1に規定する全日の時間区分において使用する場合の利用料金の額は、上表の規定による利用料金の額を3倍した額とする。
- 3 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とする。）につき、上表の規定による利用料金の額の5割に相当する額を利用料金として支払わなければならない。
- 4 興行の目的で使用する場合の利用料金の額は、上表および前2項の規定による利用料金の額に100分の108を乗じて得た額とする。
- 5 カラーフィルター等を使用する場合は、実費を勘案して市長が別に定める額を利用料金として支払わなければならない。

別表第3（第7条関係）

使用者の区分	自動車の種別	駐車場使用料
施設使用者	普通自動車 小型自動車 軽自動車	2時間までは、無料とし、2時間を超えた後30分までごとに100円
施設使用者以外の者	普通自動車 小型自動車 軽自動車	1時間までは、200円とし、1時間を超えた後30分までごとに100円

備考

- 1 施設使用者とは、芸術ホールの使用者および使用者の使用に係る施設に入場した者ならびに函館市北洋資料館および北海道立函館美術館に入館した者をいう。
- 2 普通自動車とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車を除いた乗車定員10人以下のものをいう。
- 3 小型自動車とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 4 軽自動車とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 5 二輪自動車とは、省令別表第1に規定する小型自動車および軽自動車のうち二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）ならびに省令第1条に規定する原動機付自転車をいう。

函館市芸術ホール条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市芸術ホール条例（平成9年函館市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間および休館日)

第2条 函館市芸術ホール（以下「芸術ホール」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、函館市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、変更することができる。

2 芸術ホールの休館日は、1月1日から1月3日までの日および12月31日とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、臨時に休館し、または休館日に臨時に開館することができる。

(使用許可の申請等)

第3条 条例第3条第1項前段の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる芸術ホールの施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内に別記第1号様式の申請書により委員会に申請しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) ホール、楽屋、練習室および録音調整室 使用しようとする日（以下「使用日」という。）の12月前の日の属する月の初日から使用日の10日前の日まで

(2) 会議室、ギャラリー、リハーサル室、オープンギャラリーおよびカフェテラス 使用日の12月前の日の属する月の初日から使用日の3日前の日まで

2 委員会は、前項の申請があった場合において、使用を許可したときは、別記第2号様式の許可書を当該申請をした者に交付し、使用を許可しないときは、別記第3号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

3 条例別表第1備考第3項の営利目的で使用する場合は、公演等に付随したもので使用する場合はいう。

(許可書の提示)

第4条 使用者は、前条第2項の許可書（次条第2項の許可書の交付を受けた場合にあつては、当該許可書を含む。）を芸術ホールを使用する際に常に携帯し、芸術ホールの係員からの求めに応じ、これを提示しなければならない。

(変更許可の申請等)

第5条 条例第3条第1項後段の許可を受けようとする者は、別記第4号様式の申請書により委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、前項の申請があった場合において、変更を許可したときは別記第5号様式の許可書を当該申請をした者に交付し、変更を許可しないときは別記第3号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(使用の中止の届出)

第6条 使用者は、芸術ホールの使用を中止しようとするときは、別記第6号様式の届出書により委員会に届け出なければならない。

第7条から第9条まで 削除

(特別設備等の申請等)

第10条 条例第9条の許可を受けようとする者は、別記第11号様式の申請書により委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、前項の申請があった場合において、特別の設備等を許可したときは、別記第12号様式の許可書を当該申請をした者に交付し、特別の設備等を許可しないときは、別記第13号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 危険物等を持ち込まないこと。

- (2) 定員を超えて入場させないこと。
- (3) 所定の場所以外で火気を使用し、飲食し、または喫煙しないこと。
- (4) 入場者の安全確保の措置を講じること。
- (5) 芸術ホールおよびその敷地内の秩序を維持するため必要な会場責任者および整理員を置くこと。
- (6) 附属設備等を適切に取り扱い、許可を受けたもの以外のものを使用し、または移動しないこと。
- (7) 芸術ホールおよびその敷地内で、許可なく看板、ポスター等の掲示等をしないこと。
- (8) 芸術ホールの清潔を保つこと。
- (9) その他芸術ホールの係員の指示に従うこと。

(入場者の遵守事項)

第12条 入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、もしくは喫煙し、または火気を使用しないこと。
- (2) 広告物の掲示および配布をしないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかけないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) 芸術ホールの清潔を保つこと。
- (6) その他芸術ホールの係員の指示に従うこと。

(立入り)

第13条 使用者は、係員が芸術ホールの管理のため使用している施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(損傷等の届出等)

第14条 使用者は、芸術ホールの建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、直ちに別記第14号様式の届出書により委員会に届け出てその指示を受けなければならない。

(使用後の点検)

第15条 使用者は、芸術ホールの使用を終えたときは、直ちに芸術ホールの係員にその旨を申し出て、点検を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替え)

第16条 指定管理者に条例第15条第2項の業務を行わせる場合における第3条、第5条、第6条、第10条および第14条の規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第3条第1項中「別記第1号様式の」とあるのは「別記第1号様式に準じて指定管理者が定める」と、同条第2項中「別記第2号様式の」とあるのは「別記第2号様式に準じて指定管理者が定める」と、同項および第5条第2項中「別記第3号様式の」とあるのは「別記第3号様式に準じて指定管理者が定める」と、第5条第1項中「別記第4号様式の」とあるのは「別記第4号様式に準じて指定管理者が定める」と、同条第2項中「別記第5号様式の」とあるのは「別記第5号様式に準じて指定管理者が定める」と、第6条中「別記第6号様式の」とあるのは「別記第6号様式に準じて指定管理者が定める」と、第10条第1項中「別記第11号様式の」とあるのは「別記第11号様式に準じて指定管理者が定める」と、同条第2項中「別記第12号様式の」とあるのは「別記第12号様式に準じて指定管理者が定める」と、「別記第13号様式の」とあるのは「別記第13号様式に準じて指定管理者が定める」と、第14条中「別記第14号様式の」とあるのは「別記第14号様式に準じて指定管理者が定める」とする。

(教育長への委任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成10年5月9日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日教委規則第7号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 16 日教委規則第 2 号）
この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 16 日教委規則第 7 号）
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日教委規則第 7 号）
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日教委規則第 4 号）
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

函館市芸術ホール使用許可申請書

年 月 日

函館市教育委員会 様

住所〔団体にあつては、代表者〕
の住所

申請者 氏名〔団体にあつては、その名
称および代表者の氏名〕

電話 局 番

住所

使用責任者 氏名

電話 局 番

次のとおり函館市芸術ホールを使用したいので申請します。

使用年月日	使用時間	使用目的	使用施設
物品販売の有無		有 ・ 無	
物品販売の内容			

函館市芸術ホール使用許可書

年 月 日

様

函館市教育委員会 印

年 月 日付で申請のあった函館市芸術ホールの使用を次のとおり許可
します。

使用年月日	使用時間	使用目的	使用施設
物品販売の有無	有 ・ 無		
物品販売の内容			

函館市芸術ホール使用(変更)不許可決定通知書

年 月 日

様

函館市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった函館市芸術ホールの使用(許可事項の変更)については、次の理由により許可しないことと決定したので通知します。

理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(教育委員会が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

函館市芸術ホール使用変更許可申請書

年 月 日

函館市教育委員会 様

住所〔 団体にあつては、代表者〕
〔 の住所 〕

申請者 氏名〔 団体にあつては、その名〕
〔 称および代表者の氏名 〕

電話 局 番

住所

使用責任者 氏名

電話 局 番

次のとおり函館市芸術ホールの許可を受けた事項を変更したいので申請します。

1 変更前

使用年月日	使用時間	使用目的	使用施設

2 変更後

使用年月日	使用時間	使用目的	使用施設

3 変更の理由

添付書類

使用許可書

函館市芸術ホール使用変更許可書

年 月 日

様

函館市教育委員会 印

年 月 日付で申請のあった許可事項の変更を次のとおり許可します。

1 変更前

使用年月日	使用時間	使用目的	使用施設

2 変更後

使用年月日	使用時間	使用目的	使用施設

3 変更の理由

函館市芸術ホール使用中止届出書

年 月 日

函館市教育委員会 様

住所〔 団体にあつては、代表者〕
〔 の住所 〕

届 出 者 氏名〔 団体にあつては、その名〕
〔 称および代表者の氏名 〕

電話 局 番

住所

使用責任者 氏名

電話 局 番

次のとおり函館市芸術ホールの使用を中止したいので届け出ます。

使用年月日	使用時間	使用目的	使用施設
中止の理由			

添付書類

使用許可書

別記第7号様式から第10号様式まで 削除

函館市芸術ホール特別設備設置等許可申請書

年 月 日

函館市教育委員会 様

住所〔団体にあつては、代表者〕
の住所

申請者 氏名〔団体にあつては、その名
称および代表者の氏名〕

電話 局 番

住所

使用責任者 氏名

電話 局 番

次のとおり函館市芸術ホールの使用に当たり特別の設備を設けたい(既存の設備を変更したい)ので、申請します。

設置(変更)目的	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用施設	
設置(変更)日時	年 月 日 時 分
原状に回復する日時	年 月 日 時 分
特別の設備の設置 (既存の設備の変更)の内容	

添付書類

特別の設備の設置または既存の設備の変更の状況を示す略図

函館市芸術ホール特別設備設置等許可書

年 月 日

様

函館市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった函館市芸術ホールの特別の設備の設置(既存の設備の変更)を次のとおり許可します。

設置(変更)目的	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用施設	
設置(変更)日時	年 月 日 時 分
原状に回復する日時	年 月 日 時 分
特別の設備の設置 (既存の設備の変更)の内容	

函館市芸術ホール特別設備設置等不許可決定通知書

年 月 日

様

函館市教育委員会 印

年 月 日付けをもって申請のあった函館市芸術ホールの特別の設備の設置(既存の設備の変更)については、次の理由により許可しないことと決定したので通知します。

理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(教育委員会が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

函館市芸術ホール損傷(汚損, 滅失)届出書

年 月 日

函館市教育委員会 様

住所〔 団体にあつては, 代表者〕
〔 の住所 〕

申 請 者 氏名〔 団体にあつては, その名〕
〔 称および代表者の氏名 〕

電話 局 番

住所

使用責任者 氏名

電話 局 番

次のとおり損傷(汚損, 滅失)したので届け出ます。

使用許可の年月日 および番号	年 月 日 第 号
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 施 設	
損 傷 等 の 日 時	年 月 日 時 分
損傷(汚損, 滅失)し た箇所または物件	
損傷(汚損, 滅失)の 内容または程度	
損傷(汚損, 滅失)の 理由	

函館市芸術ホール駐車場管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市芸術ホール条例（平成9年函館市条例第36号。以下「条例」という。）

第7条第3項の規定に基づき、函館市芸術ホール（以下「芸術ホール」という。）の駐車場の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車場に駐車できる自動車の範囲)

第2条 芸術ホールの駐車場（以下「駐車場」という。）に駐車することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車ならびに小型自動車および軽自動車（側車付二輪自動車以外の二輪自動車を除く。）で、長さが5.5メートル以下であり、かつ、幅が2メートル以下であるものとする。

(供用時間および休場日)

第3条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、函館市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、供用時間を変更することができる。

2 駐車場の休場日は、1月1日から1月3日までの日および12月31日とする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、臨時に休場し、または休場日に臨時に開場することができる。

(供用の休止)

第4条 委員会は、災害その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部または一部の供用を休止することができる。

(駐車場の使用許可)

第5条 駐車場を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可をしたときは、別記様式の駐車券を交付する。

(使用許可の制限)

第6条 委員会は、駐車場の使用が次の各号の一に該当する場合は、前条第1項の許可をしないものとする。

(1) 発火性もしくは引火性の物品、爆発のおそれのある物品または著しく悪臭を発している物品を積載している自動車を駐車しようとするとき。

(2) 駐車場の施設を汚損し、またはき損するおそれがあると認められるとき。

(3) その他駐車場の管理に支障があると認められるとき。

(使用料の納付)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、駐車場から自動車を退場させる際に同条第2項の規定により交付を受けた駐車券を提出し、条例別表第3に定める駐車場使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 条例第7条第2項の市長が必要があると認めるときとは、芸術ホール、函館市北洋資料館または北海道立函館美術館の業務の遂行上駐車場に入場させる必要があるときその他これに準ずるときとする。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、駐車券を市長に提出し、その旨を申し出なければならない。

(使用者の禁止行為)

第9条 使用者は、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 秩序または風紀を乱すこと。

(2) 他の自動車の駐車を妨げること。

(3) 駐車場の施設を汚損し、またはき損すること。

(4) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのあること。

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者は、駐車場において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 駐車中は、自動車のエンジンを停止し、窓、扉等が開かないようにすること。
- (2) 積載物等の盗難を防止する措置をすること。
- (3) 10キロメートル毎時を超える速度で自動車を運転しないこと。
- (4) その他駐車場の係員の指示に従うこと。

(許可の取消し等)

第 11 条 委員会は、駐車場の管理上必要があると認める場合または使用者の行為が次の各号の一に該当する場合は、第 5 条第 1 項の許可を取り消し、駐車場からの自動車の退場を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により第 5 条第 1 項の許可を受けたとき。
- (2) 第 5 条第 1 項の許可を受けた後において、第 6 条各号の一に該当すると認められるとき。
- (3) 第 9 条または前条の規定に違反したとき。

(駐車場の施設の汚損等の届出義務)

第 12 条 駐車場の施設または駐車場に駐車させている他の自動車を汚損し、き損し、または滅失した者は、直ちにその旨を委員会に届け出なければならない。

(駐車場の施設の損害賠償)

第 13 条 駐車場の施設を汚損し、き損し、または滅失した者は、損傷した施設を原状に回復し、または委員会の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(駐車場内における損害についての責任)

第 14 条 駐車場内における次に掲げる損害について、市は、一切その責めを負わない。

- (1) 自動車の事故、盗難等による損害
- (2) その他天災事変または不可抗力による損害

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替え)

第 15 条 指定管理者に条例第 15 条第 2 項の業務を行わせる場合における第 4 条から第 6 条まで、第 11 条および第 12 条の規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第 5 条第 2 項中「別記様式の」とあるのは「別記様式に準じて指定管理者が定める」とする。

(教育長への委任)

第 16 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 10 年 5 月 9 日から施行する。
- 2 函館市北洋資料館駐車場管理規則（平成 7 年函館市教育委員会規則第 3 号）は、廃止する。

附 則（平成 18 年 3 月 16 日教委規則第 8 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日教委規則第 10 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（表）

駐 車 券	
函 館 市 芸 術 ホ ー ル 駐 車 場	
入場日時	
← 投入 方向	証 印
	施設使用者の方は、2時間まで無料です。
	施設使用者の方は、受付窓口で証印を受けてください。

（裏）

駐車料金の御案内	
施設使用者	2時間まで無料，2時間を超えた後30分までごとに100円
施設使用者以外	1時間まで200円，1時間を超えた後30分までごとに100円
注意事項	
●この券は、退場の際に機械に読み取らせるので、折り曲げたり、破損したり、紛失したりしないでください。	
●当駐車場における事故、盗難等については、一切責任を負いません。	
●車は、白線内に駐車させ、必ずかぎを掛けてください。	

函館市北洋資料館条例

(設置)

第1条 北洋漁業に関する資料を保管し、および展示して教育的配慮の下に市民の利用に供するため、市に資料館を設置する。

(名称および位置)

第2条 資料館の名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館市北洋資料館

位置 函館市五稜郭町37番8号

(開館時間および休館日)

第3条 函館市北洋資料館(以下「北洋資料館」という。)の開館時間および休館日は、函館市教育委員会規則で定める。

(入館の制限)

第4条 函館市教育委員会(以下「委員会」という。)は、北洋資料館へ入館しようとする者または入館した者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、展示物等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他北洋資料館の管理上支障があると認められるとき。

(利用料金)

第5条 北洋資料館に入館しようとする者は、その入館に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、指定管理者が、別表に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる。

4 利用料金の支払方法については、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

(利用料金の不還付)

第6条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第7条 北洋資料館へ入館した者は、建物、展示物等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第8条 北洋資料館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 北洋資料館の入館者に関すること。

(2) 北洋資料館の維持管理に関すること。

(3) その他委員会が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第4条の規定の適用については、同条中「函館市教育委員会(以下「委員会」という。)」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、函館市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、函館市教育委員会規則で定める。(昭和 57 年教育委員会規則第 6 号で、昭和 57 年 9 月 16 日から施行)

附 則 (昭和 61 年 12 月 26 日条例第 63 号)

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 年 3 月 22 日条例第 13 号)

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 12 月 16 日条例第 46 号)

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 3 月 26 日条例第 13 号)

この条例の施行期日は、函館市教育委員会規則で定める。(平成 8 年教育委員会規則第 14 号で、平成 8 年 6 月 1 日から施行)

附 則 (平成 9 年 12 月 18 日条例第 63 号)

1 この条例中、第 1 条および次項の規定は平成 10 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 5 月 9 日から施行する。

2 第 1 条の規定の施行の際現に函館市北洋資料館の駐車場に駐車している者で第 1 条の規定の施行の日の午前 9 時までに出場したものに係る駐車場の使用料の額は、第 1 条の規定による改正後の函館市北洋資料館条例別表第 2 の規定にかかわらず、1,000 円とする。

附 則 (平成 15 年 7 月 17 日条例第 29 号)

この条例は、平成 15 年 8 月 23 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 9 月 29 日条例第 84 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 22 日条例第 20 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 26 日条例第 14 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 13 日条例第 27 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 5 条関係)

区分	利用料金	
	個人	10 人以上の団体
一般	100 円	1 人につき 80 円
学生・生徒・児童	50 円	1 人につき 40 円

備 考

1 次に掲げる者 (第 1 号に掲げる者、第 3 号に掲げる者 (市の区域内の学校に在学する児童で教員等に引率されたものを除く。) および第 6 号に掲げる者にあつては、個人で入館する場合に限る。) は、無料とする。

(1) 市の区域内に住所を有する障害者 (身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている者 およびこれらの者に準ずると認められる者をいう。)

(2) 小学校就学前の者

(3) 市の区域内の学校に在学する生徒 (高等学校、特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者を除く。以下この号において同じ。) もしくは児童または市の区域外の学校に在学する生徒もしくは児童で市の区域内に居住するもの

(4) 市の区域内の学校に在学する学生または生徒で教員等に引率されたもの

(5) 市の区域内の学校に在学する学生、生徒または児童を引率する教員等

(6) 第 1 号に掲げる者を介護する者で同号に掲げる者に同伴して入館するもの

(7) その他市長が特に認める者

- 2 市の区域内に住所を有する65歳以上の者（前項の規定により無料となる者を除く。）が個人で入館する場合の利用料金は、一般の区分の者が個人で入館する場合の金額として上表に掲げる金額の2分の1に相当する額とする。

函館市北洋資料館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市北洋資料館条例（昭和57年函館市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(観覧時間および休館日)

第2条 函館市北洋資料館（以下「北洋資料館」という。）の観覧時間は、次のとおりとする。ただし、函館市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、変更することができる。

(1) 4月1日から10月31日まで 午前9時から午後7時まで

(2) 11月1日から3月31日まで 午前9時から午後5時まで

2 北洋資料館の休館日は、1月1日から1月3日までの日および12月31日とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、臨時に休館し、または休館日において臨時に開館することができる。

(観覧券)

第3条 条例第5条別表に規定する利用料金を納めた者に対しては、発行当日限り有効の観覧券を交付する。

(入館者の遵守事項)

第4条 北洋資料館へ入館した者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外で喫煙しないこと。

(2) 許可を得ないで物品の展示、もしくは販売、または寄附の要請その他これらに類する行為をしないこと。

(教育長への委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和57年9月16日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日教委規則第6号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日教委規則第6号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月29日教委規則第2号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(別表)

消防用設備等保守点検対象設備一覧

・芸術ホール(北洋資料館を含む)

内 容	数 量	内 容	数 量
【複合盤】 (火災受信部・連動操作盤部・警報表示部)		【非常用照明設備】	
1) P型1級受信機(火報)	45/50回線	非常照明灯および階段通路誘導用灯	247個
2) 連動操作盤(防排煙)	9/20回線	【防火扉・排煙口・排煙装置】	
3) 警報表示部(警報)	17/20回線	1) 防火扉(煙感知器連動)	6か所
4) 附属表示部	3/5回線	(防火戸用自動閉鎖装置(ラッチ式リリース)3個)	
5) ガス警報	1式	電子ブザー6個)	
6) 予備電源(密閉形蓄電池内蔵)	1台	2) 防火シャッター+防火戸	7か所
7) 誘導灯用信号装置(3線式)		①簡易VD機構付(動作温度 72度)	
8) 誘導音および消灯用信号装置	1台	②簡易VD機構付(動作温度 280度)	
9) P型1級発信機	17個	③煙感知器連動□	
【総合盤】 (発信機・電鈴・表示灯)	1台	3) 排煙口 ①操作部	3台
【火災感知器】		②HFD	2台
1) 定温式スポット型感知器(1種)	2個	4) 排煙機・排煙機制御盤	各2台
2) 定温式スポット型感知器(特殊防水型)	26個	【屋内消火栓設備】	
3) 定温式スポット型感知器(1種防水型)	8個	1) 屋内消火栓ポンプユニット	1式
4) 光電式スポット型煙感知器(1種)	14個	2) 屋内消火栓(北洋資料館内)	1基
5) 光電式スポット型煙感知器(2種)	204個	3) 屋内消火栓(消火器併設型)	15基
6) 光電式スポット型煙感知器(2信号)	2個	【スプリンクラー設備】	
7) 煙感知器用側面点検ボックスセット	2個	1) スプリンクラーユニット(閉鎖型)	1式
8) 煙感知器用裏面点検ボックスセット	10個	2) スプリンクラーユニット(開放型)	1式
【非常用放送設備】		3) スプリンクラーヘッド(閉鎖型)	613個
1) 非常用放送機	1基	4) スプリンクラーヘッド(開放型)	145個
2) 天井埋込スピーカー 3W16cm	65台	5) 自動警報弁	6か所
3) 壁掛スピーカー 3W16cm	28台	6) 一斉開放弁	4か所
4) ソフトホーンスピーカー 10W12cm	2台	7) 手動起動装置	8か所
5) ソフトホーンスピーカー 10W12cm(露出型)	6台	8) 末端試験弁装置	5か所
【誘導灯】		9) 送水口(双口スタンド型)	4本
1) 薄型誘導灯(片面) 消灯型 電池内蔵型	11台	【消火器】	
2) 誘導灯20A形(壁直付)	6台	1) ABC粉末4型	7本
((消灯型1台・消灯型+点滅型3台・消灯型+点滅型+音声3台))		2) ABC粉末6型	35本
3) 誘導灯20B形(壁直付) □	3台	3) ABC粉末10型	7本
(消灯型+点滅型3台・消灯型+点滅型+音声1台)		【非常電源(蓄電池設備)】	
4) 誘導灯20A形天井埋込(片面・通路床)	9台	1) 設置状況	1式
(消灯型1台・消灯型+点滅型4台)		2) 蓄電池	1式
5) 誘導灯20B形天井埋込(片面・通路壁)	3台	3) 充電装置	1式
(消灯型+点滅型3台)		【非常電源(自家発電設備)】	
6) 中形廊下通路誘導灯 消灯型	8台	1) 設置状況	1式
7) 中形廊下通路誘導灯(埋込型)消灯型	2台	2) 自家発電設備	1式
8) 減光式中形誘導灯(片面) 消灯型+減光型	16台	3) 制御装置	1式
9) 減光式大型誘導灯(片面) 消灯型+減光型	1台		
10) 客席誘導灯	68台		

(別表)

自家用電気工作物保安管理業務点検・測定試験基準

電 気 工 作 物		項 目	種 別			
			月次点検		年次 点検	臨時 点検
			毎月	隔月		
受電設備・ 構内線路二次変電設備を含む	引込線・電線および支持金物	外観点検		○	○	異常の発生時または発生する恐れのある場合
		観察点検			○	
		絶縁抵抗測定*			○	
	遮 断 機 器 開 閉	外観点検		○	○	
		観察点検			○	
		絶縁抵抗測定*			○	
		絶縁油試験			○	
		動作試験			○	
	母線・計器用変成器・断路器・コンデンサ・避雷器	外観点検		○	○	
		観察点検			○	
		絶縁抵抗測定			○	
	変 圧 器	外観点検		○	○	
		観察点検			○	
		絶縁抵抗測定			○	
		絶縁油試験			○	
	配 電 盤 お よ び 制 御 装 置	外観点検		○	○	
		観察点検			○	
		絶縁抵抗測定			○	
		継電器動作試験			○	
		継電器特性試験				
	接 地 装 置	外観点検		○	○	
観察点検				○		
接地抵抗測定				○		
電 使 用 場 所 非 予 備 常 電 装 置 用	電動機・照明装置 配線および配線器具・その他の機器類	外観点検		○	○	
		観察点検			○	
		絶縁抵抗測定			○	
		接地抵抗測定			○	
内 燃 機 関	内 燃 機 関	外観点検		○	○	
		観察点検			○	
		起動試験			○	
					○	
発 電 装 置	発 電 装 置	外観点検		○	○	
		観察点検			○	
		絶縁抵抗測定			○	
		接地抵抗測定			○	
開閉器・その他の電気機器	受 電 設 備 に 同 じ					

(別表)

空気調和用自動制御設備一覧

名称	数量	備考
直焚冷温水発生機	2台	B1F熱源機械室
真空温水機	1台	B1F熱源機械室
冷却塔	2台	屋上外機設置
冷却水ポンプ	2台	B1F熱源機械室
冷温水ポンプ	2台	B1F熱源機械室
温水ポンプ (空調機再熱系統)	1台	B1F熱源機械室
冷温水二次ポンプ	2台	B1F熱源機械室 AHU-4・5系統 AHU-1・6系統
冷温水二次ポンプ	2台	B1F熱源機械室 AHU-2・3系統 AHU-7・8系統
水処理装置	1台	2F機械室 (タイマー運転)
空気調和機 AHU-1 (ギャラリー・ギャラリーロビー系統)	1台	B1Fギャラリー・ ホワイエ機械室
空気調和機 AHU-2 (リハーサル室系統)	1台	B1Fリハーサル 機械室
空気調和機 AHU-3 (練習室系統)	1台	B1Fギャラリー ホワイエ機械室
空気調和機 AHU-4 (客席系統)	2台	B1F客席・舞台 機械室
空気調和機 AHU-5 (舞台系統)	1台	B1F客席・舞台 機械室

名称	数量	備考
空気調和機 AHU-6 (ホワイエ系統)	1台	B1Fギャラリー ホワイエ機械室
空気調和機 AHU-7 (モール系統)	1台	2F機械室
外調機 AHU-8 (楽屋系統)	1台	2F機械室
ガスヒートポンプ パッケージ型空調機 (ビル用マルチ)	1台	事務室屋上
	2台	1F事務室 1Fミーティングルーム
ガスヒートポンプ パッケージ型空調機 (ビル用マルチ)	1台	舞台屋上
	2台	1F楽屋ロビー
	2台	1F会議室
ガスヒートポンプ パッケージ型空調機 (ビル用マルチ)	1台	事務室屋上
	2台	1F楽屋1
	2台	1F楽屋2・楽屋3
加湿器	7台	1F喫茶室 BF中央監視室 1Fピアノ室 2F技術員控室 応接室 1F事務室 1Fミーティングルーム
全熱交換器	1台	B1F作業室
	1台	B1F中央監視室
	1台	1F喫茶室
	1台	1Fピアノ庫
	1台	1F事務室
	1台	1F会議室
	1台	1F応接室
	1台	2F技術員控室
	1台	3F音響調整室
	1台	3F調光室
	1台	3Fユニットラック室
	1台	3Fアンプ室

(別表)

床機構・吊物機構 設備一覧

(1) 床機構設備

N O	名 称	駆動・動作方式	台数	速度・時間	備 考
1	前舞台迫り (1)	電動式	1台	1 m / m i n	概略面積 61.4 m ²
2	前舞台迫り (2)	〃	1台	〃	〃 44.5 〃
3	客席ワゴン (1)	〃	2台	〃	〃 18.8 〃
4	客席ワゴン (2)	〃	4台	〃	〃 10.6 〃

(2) 吊物機構設備

No	名 称	駆動・作動方式	数量	吊荷重	操作方式	備 考
1	多目的バトン	ワイヤドラム巻取方式	2掛	700 kg	電動昇降	
2	緞帳	トラクション方式	1 〃	1200 〃	〃	
3	バトン	バランスウェイト方式	10 〃	300 〃	手動昇降	
4	一文字幕	〃	2 〃	300 〃	〃	バトン 兼用
5	音響反射板	トラクション方式	1 〃	800 〃	電動昇降	電動テイク付
6	袖幕	バランスウェイト方式	3 〃	300 〃	手動昇開	バトン 兼用
7	ボーダーライト	〃	2 〃	700 〃	手動昇降	一文字幕 共吊り
8	サスペンション ライト	ワイヤドラム巻取方式	3 〃	1100 〃	電動昇降	
9	引割幕	バランスウェイト方式	1 〃	500 〃	手動昇閉	引割開 閉
10	水平トライト	ワイヤドラム巻取り方式	1 〃	700 〃	電動昇降	一文字幕 共吊り
11	バック幕	バランスウェイト方式	1 〃	300 〃	手動昇降	
12	水平ト幕	〃	1 〃	300 〃	〃	
13	多目的バトン 天井開閉	ワイヤドラム巻取り方式	2 〃	700 〃	電動昇降	
14	シーリング 天井開閉	〃	1 〃	1000 〃	〃	
15	可動プロセニウム	〃	1 〃	—	〃	
16	舞台袖可動壁		2 〃	—	〃	
17	サイドスポットライト 可動フレーム		2 〃	—	〃	
18	トーメンタルタワー		2 〃			

(別表)

舞台照明設備一覧

(1) 調光設備

項目	仕様	数量
主幹盤	・受電3φ4W182/105V 50Hz45KVA ・総主幹MCCB4P 1600AF/1500AF	1式
分岐盤	・客席分岐MCCB ・各種切替回路	1式
調光器盤	・調光器 (舞台用) IL2KW(136台) (舞台用) IL3KW(116台) (舞台用) IL6KW(16台) (客席用) IL6KW(8台) ・弱電DLスイッチ(276ヶ) ・空冷ファン(1式) ・負荷線処理盤(1式)	1式
照明操作卓	・メモリーシーン(1000シーン) ・マスターフェーダパネル(1式) ・クロスフェーダ(1組) ・キューマスターフェーダー(20本×2組) ・シーンマスターメモリパネル(2組) ・チェイスパネル(4組) ・プログラムパネル(1式) ・タイトル書込みキーボード(1式) ・3.5インチFDD(2組) ・COMCOフロッピーディスク(1式) ・14インチCRT(電子クロスバー装置)(1式) ・プリセットフェーダ(80本×3段) ・フラッシュスイッチ(160ヶ) ・回路スイッチ(160ヶ)	1卓

項 目	仕 様	数量
	<ul style="list-style-type: none"> ・ レベルインジケータ (160ヶ) ・ 客席調光スイッチ (1式) ・ 作業灯スイッチ (1式) ・ バックアップシステム 	
信号分岐ボックス		1面
負荷モニター盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEDグラフィック配列 	1面
舞台袖操作盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ マスターフェーダ (1本) ・ シーンマスターフェーダ (10本) ・ 客席調光スイッチ (1式) ・ 作業灯スイッチ (1式) 	1面
ワイヤレス装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワイヤレス受信装置 (1式) ・ ワイヤレスアンテナ (2本) ・ ワイヤレスコントローラー (1式) 	
持込卓用コネクターパネル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平行15Aコンセント (2個) ・ 持込卓用コネクター (2本) ・ 効果器制御用コネクター (1ヶ) 	2面
ワークステーションシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汎用パーソナルコンピューター (専用ソフト付) 	1式

(2) 負荷設備

項目	仕様	数量
フロアーコンセント	・ C型 30A 4口用 (カビット) 4回路	2ヶ
	・ C型 30A 4口用 (舞台前) 4回路	2ヶ
	・ C型 30A 3口用 (舞台袖) 3回路	8ヶ
	・ C型 30A 3口用 (舞台袖) 切替 3回路	2ヶ
	・ C型 60A 4口用 (LH用) 4回路	2ヶ
	・ C型 60A 1口用 (舞台袖) 直 1回路	2ヶ
	・ C型 30A 4口用 (舞台袖) 4回路	1ヶ
客席ウォールコンセント	・ C型 30A 2口用 ・ C型 60A 1口用	2面
特別電源盤 (1)・(2)	・ 3φ 4W 60KVA	2面
特別電源盤(3)	・ 3φ 4W 30KVA	1面
ロアーホリゾン ライト	・ ハロゲン 500W 8灯 L=2.0m	8台
トーマンタル ライト	・ カッタースポットハロゲン 575W (ハンガー付) ・ コンセント C型 20A 2口用 (露出)	12台 6ヶ
第1・2ボーダ ライト	・ 200W×72灯上下・中区分 L=14.4m 切替コンセント C型 20A 16ヶ付 (切替スイッチ/Fバンド付)	2列
第1・2・3・4 サスペンション フライダクト	・ C型 20 48ヶ付 24回路 L=14.4m 制御コネクター 4ヶ付 平行 15A 4ヶ付	4列
アッパーホリゾン ライトフライ ダクト	・ C型 20A 64ヶ付 L=16.0m	1列
天井反射板ライト	・ ダンライトハロゲン 500W ・ コンセント C型 20A 1口用 (露出)	12列 12ヶ
第1・2客席 サスペンション ライト	・ C型 20A 20ヶ付 20回路 L=12.6m 制御コネクター 4ヶ付 平行 15A 4ヶ付	2列

項目	仕様	数量
フロント コンセント ダクト	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音平凸レンズスポットハロゲン 1 KW ・C型20A6ヶ付 3回路L=1.8 m 制御コネクター1ヶ付 平行15A 1ヶ付 	24台 2列
コンセントダクト	<ul style="list-style-type: none"> ・C型20A6ヶ付 3回路 L=1.8 m 	2列
バルコニーライト	<ul style="list-style-type: none"> ・カッタースポットハロゲン575W ・コンセントC型20A2口用（露出） 	12台 6ヶ
第1シーリング ライトコンセン トライト	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音平凸レンズスポットハロゲン 1.5 KW ・C型20A24ヶ付 12回路 L=14.0 m 制御コネクター4ヶ付 平行15A4ヶ付 	24台 1列
第2シーリング ライト	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音平凸レンズスポットハロゲン 2.0 KW ・コンセントC型30A2口用（露出） 	16台 8ヶ
センタースポッ トライト分電盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ピンスポットクセノン2.0 KW ・主幹MCCB3P100AF/60 AT (1台) ・主幹MCCB2P 50AF/30 AT (2台) 	2台 1面
接即端子函	<ul style="list-style-type: none"> ・60A 4回路用 ・60A 5回路用 ・60A 6回路用 ・60A 3回路用 (C型30ピクテール付) ・制御用 	18ヶ 8ヶ 16ヶ 1ヶ 8ヶ

(別表)

音響設備 一覧

1	舞台音響設備		
	・音響調整卓	1式	
	・出力マトリックス卓	1式	
	・入力パッチ架	1式	
	・効果機器架	1式	
	・電力増幅架	1式	
	・制御架	1式	
	・周辺機器架	1式	
	・パワーアンプ架	1式	
	・プロセミアムスピーカー (E V)	1式	
	・サイドフロントスピーカー (E V)	1式	
	・ステージフロントスピーカー (E V)	1式	
	・ステージスピーカー (E V)	2式	
	・三点吊りマイク装置	1式	
	・難聴音声伝達装置	1式	
	・パソコン	1式	
2	録音調整室音響設備		
	・録音調整卓	1式	B 1 F 調整卓
	・入力パッチ架	1式	
	・電力増幅架	1式	
	・周辺機器架	1式	
	・コンピューターシステム	1式	
	・デジタルマルチレコーダー	1式	
3	リハーサル室, 練習室 1, 2 音響設備		
	・簡易パワーアンプ装置	3式	B 1 F 各室内に設置
4	その他		
	・移動用スピーカー	1式	
	・移動用ミキサー	2式	

(別表)

設備時計装置等一覧

設備の概要

(1) 親時計 2回路壁掛タイマーラジコン付	1台	中央監視室
(2) 子時計 310φ壁掛	12台	
(3) 子時計 250×350壁掛	6台	
(4) 子時計 300φ半埋	3台	
(5) 開演表示灯(壁掛型)	2台	ホール内
(6) 開演表示制御盤(壁掛)	1台	舞台袖
(7) 開演遠隔操作盤(舞台機盤に組込)	1台	

点検業務の内容

(1) 親時計部

- ア 動作状況点検
- イ 各電動機点検
- ウ 各継電器点検
- エ 停電時電源(蓄電池)点検
- オ 過放電防止装置の点検
- カ 年間プログラムタイマー装置の点検
- キ ラジオコントローラ装置の点検

(2) 子時計部

- ア 動作状況の点検
- イ 指針の調整点検
- ウ 機器の清掃

(3) ホール休憩禁煙表示器および制御盤・遠隔操作盤

- ア 作動状況の点検
- イ 装置表示ランプ点検
- ウ 制御盤および操作盤の各スイッチ接点清掃